

平成30年加美町議会第4回定例会会議録第2号

平成30年12月6日(木曜日)

出席議員(18名)

1番	味上庄一郎君	2番	猪股俊一君
3番	早坂忠幸君	4番	三浦進君
5番	高橋聡輔君	6番	伊藤由子君
7番	木村哲夫君	8番	三浦英典君
9番	沼田雄哉君	10番	一條寛君
11番	工藤清悦君	12番	伊藤淳君
13番	伊藤信行君	14番	佐藤善一君
15番	下山孝雄君	16番	米木正二君
17番	三浦又英君	18番	早坂伊佐雄君

欠席議員(なし)

欠員(なし)

説明のため出席した者

町長	猪股洋文君
総務課長・選挙 管理委員会書記長	佐藤敬君
会計管理者兼会計課長	工藤義則君
危機管理室長	長田裕之君
企画財政課長	熊谷和寿君
協働のまちづくり推進課長	三浦勝浩君
町民課長	荒木澄子君
税務課長	佐藤和枝君
特別徴収対策室長	浅野仁君
農林課長	長沼哲君
農業振興対策室長	嶋津寿則君

森林整備対策室長	猪 股 繁 君
商工観光課長 兼ひと・しごと支援室長	岩 崎 行 輝 君
建設課長	三 浦 守 男 君
保健福祉課長	内 海 悟 君
子育て支援室長	佐 藤 法 子 君
地域包括支援センター所長	千 葉 桂 子 君
上下水道課長	大 場 利 之 君
小野田支所長	岡 崎 秀 俊 君
宮崎支所長	今 野 仁 一 君
総務課長補佐	伊 藤 一 衛 君
教 育 長	早 坂 家 一 君
教育総務課長	二 瓶 栄 悦 君
生涯学習課長	遠 藤 肇 君
体育振興室長	上 野 一 典 君
農業委員会事務局長	太 田 浩 二 君
代表監査委員	小 山 元 子 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	武 田 守 義 君
次 長	内 海 茂 君
主幹兼総務係長	内 出 由紀子 君
主幹兼議事調査係長	後 藤 崇 史 君

議事日程 第2号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

午前10時02分 開会・開議

○議長（早坂伊佐雄君） 皆さん、おはようございます。

本日もたくさんの傍聴の方々においでいただきまして、張り切って議員のほうも一般質問すると思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、7番木村哲夫君、8番三浦英典君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（早坂伊佐雄君） 日程第2、一般質問を行います。

一般質問の順序は、昨日に引き続き通告のあった順序で行います。

それでは、通告5番、10番一條 寛君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔10番 一條 寛君 登壇〕

○10番（一條 寛君） おはようございます。通告に従いまして、3問質問させていただきます。

1問目は、幼児教育・保育の無償化についてであります。

来年10月から消費税が10%へ引き上げられると同時に、子育てと仕事の両立や子育てや教育にかかる費用が重いことが、子育て世代の大きな負担となり、我が国の少子化の一因ともなっているとの認識から、幼児教育の無償化が予定されております。詳細な制度の内容と、町の財政への影響、また保護者への制度の説明などの対応の状況を伺います。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） おはようございます。

けさは大分寒い朝でございました。議員の皆様方も、またきょうはたくさん傍聴人もおみえになっておりますけれども、お風邪を召しませぬようにお気をつけいただきたいと思います。

それでは、一條 寛議員からのご質問、幼児教育・保育の無償化についてでございます。詳

細な説明がなかなかまだ示されておりませんので、できる状況にありませんけれども、現在知り得る範囲内で答弁をさせていただきたいと思えます。

平成30年11月21日に開催されました教育の無償化に関する国と地方の協議によりますと、2019年10月から消費税が10%になることにあわせまして、子ども・子育て支援制度の対象となっている保育所・幼稚園・認定こども園を利用されている3歳児から5歳児の全ての児童の利用料と、子ども・子育て支援制度の対象となっていない幼稚園につきましては上限2万5,700円の範囲内で無償化する予定ということでございます。また、ゼロ歳から2歳児の子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として無償化を検討しているということでございます。このほかに、これまで実費徴収となっておりました幼稚園の給食費、そして通園バスの費用、行事費用や保育認定における利用料に含まれている給食費については、今回は無償の対象外になる予定と聞いております。

次に、町財政への影響でございます。ここが大変心配されているところでございますけれども、無償化の対象範囲となる部分の財源については、国の制度設計において消費税引き上げによる増税分を活用することとされております。平成31年度に要する経費については、全額国庫負担という方針のようでありましてけれども、その後についてはどのような財源で、地方への財源措置がどのようになされるか、このところの詳細はまだ国からは示されていない状況でございます。

最後に、保護者への制度説明についてということでありましてけれども、広報紙等での周知のほか、毎年1月下旬から2月上旬にかけて通知しております翌年度の入所・入園決定通知や、9月に発送しております利用者負担額の変更通知の際に周知を行うことを検討しております。

先ほど申しましたように、まだ具体的な制度の内容が決定しておりませんので、決定した際には適切な対応によりまして利用者への円滑な周知を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） まだ国から詳細が示されていないということで、なかなか今後どうなるのかというのがわからない状況でありますけれども、それで今現在どういう状況になっているかということを伺いたいと思えます。今現在での認定こども園、それから保育所での保護者の負担の状況、そしてまた町がどのくらい負担し、国がどのくらい負担しているのかということについてお伺いしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤法子君） おはようございます。子育て支援室長でございます。

それでは初めに、保護者負担の保育料について説明します。

国では、所得により11階層に区分しております。加美町の約9割が、3階層から9階層に入っております。大体国規定の55%から60%に保育料が下がっているという状況です。また、保育に係る経費なんですけれども、町・県・国の負担割合なんです。国で定めている公定価格というものがありまして、1人幾らかかるという公定価格がありまして、そこから国で定めている保育料を差し引いた残りの半分を国で、そしてその残りの半分ですが4分の1ずつを町と県で負担しているという状況です。ただ、町で国規定の保育料を下げておりますので、その下げた分約2,000万円程度なんですけれども、その分も町で負担しているという状況になっております。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 具体的には、今3階層から9階層と言いましたけれども、具体的な金額でどのくらいになるのか、保護者の負担がですね。お願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤法子君） 子育て支援室長でございます。

3階層で国基準の保育料が1万6,500円、これはあくまでも2号認定ということで3歳から5歳までの保育が必要な方の保育料でございますが、1万6,500円を町では9,000円にしているという状況です。9階層のほうは国では5万8,000円のところを、町では3万1,500円にしているということで、大体55%から60%。ただ、2階層となりますと国では6,000円ですが、町では2,300円ということで38%ということになっております。町民が入っている部分は、大体55%から6割ということになっております。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 要するに、国の基準の55%から60%にして決めているということで、そうしますと国からも少なくしか入ってこないということで理解してよろしいんですね。この辺のなかなか理解がうまくできないので、お願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤法子君） 子育て支援室長でございます。

先ほども申しあげましたとおり保育にかかわる費用、ゼロ歳児は例えば20万円だったら20万円ということで定められております。そこから国の保育料ですが、先ほど1万6,500円という

ことで、3階層が1万6,500円というふうに申しあげましたけれども、その部分を引きます。残りの分の半分を国、4分の1を県、町では4分の1なんです、9,000円に引き上げた分の差額の7,500円は町で支払うということで、全国どこの市町村でも決められた公定価格から国基準の保育料を引いた残りの分で負担割合が決まっているということで、国から来るお金が少ないというよりは、町で負担している保育料の部分が多くなるということになります。

ただ、先ほど申しあげましたとおり、その差額の部分は1年間で2,000万円ぐらい、起債のほうから支出させていただいているということです。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 今度、要するに3歳から5歳の保育料というか料金が、国が2万5,700円まで無償にするということになりますと、保護者には一切かからないわけですが、国が単純にそのくらい町に支給するという形になるんでしょうか、1人当たり。

○議長（早坂伊佐雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤法子君） 子育て支援室長でございます。

先ほど町長が答弁したとおり、平成31年度の分については国で持つということで今のところ考えているようですが、無料化になりますとその部分を今までどおりに国2分の1、県が4分の1、町が4分の1ということになりそうな感じで今おります。そうしますと、今までより月500万円ほど町で保育料が、年間6,000万円ほど保育料がアップすることも考えられるかなと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） その辺が、まだ明確になっていないということのようではございますけれども。もう一つ、預かり保育については1号認定・2号認定で変わるんだと思うんですが、この辺のことはどうなるでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤法子君） 子育て支援室長でございます。

預かり保育につきましては、1号認定の午後1時半から6時までの間の部分を預かり保育ということにしております。現在1回500円で10日までということで、上限5,000円ほどお支払いしている方もいらっしゃると思うんですが、反対に今度2号認定・3号認定の方は保育時間が4時、もしくは6時までということで決められておりますが、短時間保育の方は4時半までなんです、4時半から6時の部分は時間外保育ということで、町では現在無料にしている状況

でございます。幼稚園とか1号認定は預かり保育、それから保育が必要な方の部分は4時半以降を時間外保育、あともう一つなんです、7時から8時半までも時間外保育ということで無料に設定している状況です。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） この辺の部分については、無償化の対象になるのかどうか。どの辺まで無償化されるのか、おわかりでしたら。

○議長（早坂伊佐雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤法子君） 子育て支援室長でございます。

1号認定、幼稚園の方ですね。保育が必要でない方です、お仕事されない方の部分については、全国の保育料の平均が3万7,000円ということですので、そこから幼稚園の1カ月の利用料が2万5,700円。上限が2万5,700円だということで、保育料から幼稚園の保育料を引いた残りの1万1,300円分だけ預かり保育の部分で無料化とするということを伺っております。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 1万1,300円を超えた部分は、保護者の負担ということになるということによろしいのでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤法子君） 子育て支援室長でございます。

1号認定の方はお仕事されていない、2時までには大体は日常的にお迎えに来る方であると。それで、この金額以上預からなければならないとなると、おそらく2号認定に変わるんじゃないかということも国では考えての、1万1,300円にしているのかなと考えております。おそらくそれ以上、何かの都合で超えた場合は有料になることが考えられます。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 2号認定だと無償になるんですか、時間外も預かりも。

○議長（早坂伊佐雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤法子君） 子育て支援室長でございます。

現在町では、時間外保育の部分を無料としております。実際きちんと調べてみますと、保育短時間の方、4時半までの方が結構少ないということがわかっております。その方たちで時間外保育を利用されている方も、調べてみましたら最近保育士さんの不足もありますし、またお

母さんと子どもとの触れ合いのことを考えて、なるべく4時までに迎えに来てくださいということでも親御さんにも申し上げましたら、時間どおりに来てくれる方が多くなったということで聞いております。おそらく今までどおり無償化にする方向で、考えていかなければならないのかなということでございます。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） それから無償化の対象とならない、今は給食費は保育料の中に含まれているんだったのでしょうか、さっきの答弁でちょっと聞き漏らしたので、その辺ちょっと確認したいです

○議長（早坂伊佐雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤法子君） 子育て支援室長でございます。

現在、保育所は保育料の中に給食代が含まれております。それもちょっと複雑でございまして、ゼロ歳から2歳までの分は主食と副食全て保育料に含まれております。よって、ご飯も持参しておりません。ただ3歳から5歳は、副食のみ保育料に含まれているということになっております。よって、保育所の部分では給食代を今のところお支払いはしておりません。ただ子ども園になりますと、1号認定の方は給食費ということで4,000円を実費でお支払いしているということになります。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 無償化になっても、この辺は変わらないのか。まだ議論されていて、結論は出ていないような話も聞きますけれども、何か最近の情報ありましたら。

○議長（早坂伊佐雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤法子君） 子育て支援室長でございます。

今現在の国の方針では、給食代は実費ということで考えているということです。よって、保育料が無償化になったとしても、低所得の方、特に2階層の方は手出しがふえてくるという方も出てくるのじゃないかなという懸念もございまして、また保育料が第2子・第3子と半額になったり、第2子・第3子と無料になったりしている世帯もございまして、その方は、3人分もしくは2人分の給食代を支払うとなると、余り軽減につながらなかつたり、また負担がふえたりという世帯もふえてくるのではないかなと懸念はしております。その部分については、町としても国から方針が定められましたら、きちんと精査していい方向に検討しようかと協議して

いるところでございます。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 私立の幼稚園、私立の認定こども園、小規模保育施設などはどのような、当然無償になるんだと思いますけれども、その辺はどのように園に国から給付されるのか。町を通して給付されるのか、この辺はどうなるのでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。

この無償化事業、私立の場合ということで、当然私立のほうも無償化になるということでございます。ただし、現行制度の中では私立に入園している場合、就園奨励費というものを現在支給させていただいております。これが無償化になるということになりますと、この就園奨励費というものもなくなるということで、今、国のほうから案が示されてございます。

具体的に申し上げますと、9月までは現行どおり保護者の所得状況なりあるいは兄弟構成によっていろいろ算定方法違ってくるわけでございますが、それでもって就園奨励費を支給すると。10月以降につきましては無償化になるということでございますが、現行今年度、大体この就園奨励費約570万円ほど予算を見込んでございますが、このうち3分の1が国の補助で残り町負担ということになってございますけれども、無償化になった場合この町の負担がなくなるのではないかとというようなことは考えております。

それから、実際の手続等につきましては、無償化になってからでも一度保護者の方々に保育料を納めていただいて、後で町のほうから保育料を給付するという流れになっているということと聞き及んでございます。詳細については、まだまだ今後変更になるかもしれませんが、現在示されているのはそのような内容ということでございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 加美町にあるかどうかわかりませんが、認可外保育施設とかベビーシッターなどの利用はどうなるか、おわかりでしたらお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤法子君） 子育て支援室長でございます。

町内には、無認可・ベビーシッターで保育されているお子さんはいないと思います。ただ、もしそのような保育料が無料になって、どうしても必要になることが出てくるかもしれませんが、そのときの無料化については同様な形で無料化になると国ではお話ししているようです。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 今回はゼロ歳から2歳児は住民税非課税の世帯のみ無償化という流れのようで、急激に保育を希望する方がふえるとは、そうは思われないんですけども、一応3歳から5歳の方でもまだ幼稚園・認定こども園・保育所に通っていない方の中で、無償化に伴って保育の需要がふえるというような全国的には予測されているようですけれども、加美町ではどのように無償化によって保育の希望の需要がふえるかどうかという予測はされておるのでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤法子君） 子育て支援室長でございます。

3歳以上のお子さんについては施設のスペース、それからマンパワー的に現在全体的に見ればちょっとふえても大丈夫かなというふうに考えております。ただ、ある施設に希望が殺到したりすることも現在もありますので、その調整は必要かと思われまます。宮崎・小野田さんの分は調整余り必要がなく、3歳以上は入所できるのかと考えております。ただ、ゼロ歳から2歳なんですが、中新田地区は実を言うと今、来年度の申し込みを取りまとめておりますけれども、やはりちょっとぎりぎりの状況でございます。小野田・宮崎地区は、施設は大丈夫なんですけれども、マンパワーが不足するというので、預ける人数をちょっと制限しなきゃならないという課題も出てきております。ただ、現在ゼロ歳児で46人、1歳児で98人、2歳児でも100名以上のお子さまが入所されているということで、かなりの割合で入所されておりますので、先ほど議員さんがおっしゃったとおりにいきなりふえるとは思われませんが、若干町でもぎりぎりなような状態ですので、一番はマンパワー的なところが課題かと考えております。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 今マンパワーという話もありましたので、保育士・幼稚園教諭の方は今回の無償化で業務の負担が増加して、労働が過重になると危惧されているとのアンケート調査もあるようですけれども、加美町におけるマンパワーの状況についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 子育て支援室長。

○子育て支援室長（佐藤法子君） 子育て支援室長でございます。

現在、保育所では朝の7時から夜の7時まで受け入れる体制をとっております。実際の

職員の勤務は、正職員で7時間45分、非常勤が7時間、ましてや4時間、3時間しか働けない方もいらっしゃる、お子さまが1人いる以上に正職員の勤務時間が短いということで、それで職員の方がちょっと習慣的に1時間勤務を延長しなければならないということ。それから、6時までの保育の方が多いため、担任の先生もかなりの時間を保育に携わらなきゃならなくて、自分の記録、自分の残務整理、行事の準備等は居残り、残業ということで、とてもご苦労されているというお話を伺っております。

それで、今、次年度の予算申請の時期なんでございますが、例年どおりという形ではなくて、自分たちの勤務体制も踏まえてどのような形であれば、どのくらい人数がいれば回るのかなどということをきちんと、ゼロベースではないんですけれども確認していただくとよろしいかなどということで、お話しはさせているような状況でございます。その後については、関係機関と連携して適切な職員の配置を検討していかなければならないのだと考えてもおります。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 今現状の人材で勤務時間の体制を組みながら、保育士・幼稚園教諭の負担がふえないような形で、何とかできないかという形で検討するということでありましたけれども、保育士は募集してもなかなか集まらないというか採用できないというような状況を、以前から聞いておりましたけれども、以前にも提案しましたけれども育英資金を借りて保育士の資格を取られた方で、育英資金の返済を町が支援することで保育士を町に呼び込むといえますか、そんなことも以前から提案しましたけれども、そんなことも踏まえて何とか保育士を加美町に勤めてもらうというような施策はとれないものかどうか、人事の担当のほうでどうお考えかお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

今お話しありましたように、保育士の確保対策というのはなかなか難しい面があります。というのは加美町だけの問題ではなくて、これまでも子育て支援という部分についてもそれぞれの自治体でいろいろ政策的にやってきているというような状況でございます。それを支える側としましての保育士というのはどこの自治体でも状況的には厳しいのかなというふうにも思っております。

ただ、町としても保育士確保というような形で毎年職員採用を行っております。平成30年度も2名を採用しておりますし、来年の4月採用というようなことで試験を行いまして、来年度

も2名採用というようなことで、十分ではございませんけれども、そういった職員採用については毎年継続的に行っているというような状況でございます。

ただ、状況的な中で、先ほども子育て支援室長のほうから保育士さんは大変忙しい状況であるというようなお話もありましたが、おめでたいことではあるんですけども、保育士さんの中でやっぱり育児休業ですとか、そういった方がかなり多いというような状況もありまして、平成30年度の状況を見ますと職員でも重なっているわけではないんですけども、年度中に7人の方が育児休業等を取得されるというようなこともございまして、そういったときにそこをすぐに埋めるというのがなかなかできないというようなところもありまして、そういったところもちょっとうれしいことではあるんですけども、保育をする上でどうしたらいいのかなというようなことで、一応募集等も行っておるところでございまして、あとハローワーク等も通じてやっているところではございますが、そういった一面もあるのかなというふうに思っておるところでございます。

今議員から育英資金等をしてはどうかというようなことのお話もいただきましたが、今のところ採用、募集、そういった部分についてしっかり確保対策をやっていききたいというふうなことで考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） いろいろと幼児教育の無償化、かなり保護者にとっては朗報なんだと思いますけれども、また保育士にとってはいろいろな過重な部分、町にとってはまだまだ制度がわからない部分もあるということでありまして、いずれにいたしましてもこれを契機にまたいい子育て環境、保育環境を整えていただくことを要望して、この質問を終わります。

次に、新生児の聴覚検査の助成についてお伺いします。

新生児の1,000人に1人から2人の割合で見つかる先天性難聴を早期に発見し、人工内耳の装用など適切な療育につなげ影響を最小限に抑えるため、新生児の聴覚検査費用の助成の状況についてお伺いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） この新生児の聴覚障害についてであります。早期に適切な援助を開始することで、コミュニケーションの形成や言語発達の面で大きな効果が得られるというふうに言われておりますので、早期発見というものは大変重要だというふうに考えております。

このため、町では平成29年度から県内でも他に先駆けまして、検査費用の助成を始めており

ます。助成の方法としましては、大崎市民病院・関井レディースクリニック・わんや産婦人科の3医院と委託契約をし、同院で検査を受けた方に対して5,000円を上限に助成しております。大体かかる経費が5,000円ぐらいだと聞いておりますので、ほとんど手出しはないのだと思っております。

平成29年度の実績としましては、104件、52万円を委託料として町から支出しております。また、3医院以外の病院で検査を受けた方に対しましても、5,000円を上限に補助金として助成をしております。平成29年度の実績として8件、3万7,500円の補助金を町として支出しております。平成30年度予算につきましては、大崎市民病院等への委託料として120人分の60万円、その他の病院で受診した方への補助として20人分の10万円を計上しているところでございます。

このような補助・助成制度を、既に平成29年度からスタートしておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 厚労省より2016年の3月末に全国の自治体に向けて、全ての新生児に対して新生児聴覚検査の実施に取り組むこと、受診状況の確認と受診の奨励、受診結果を確認して要支援児に対する適切な指導援助、受信者の経済的負担軽減のため、公費負担の実施を行うよう努めてほしいとの通知が出されて、その通知に従って町はやられたんだと思っておりますけれども、早急に取り組んでいただき敬意を表したいと思っております。

その上で、今受診の状況が104件・8件という結果をお聞きしましたけれども、検査を受けていない方が何人かいらっしゃるかどうか、その状況がおわかりでしたらお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長でございます。

こちらの新生児聴覚検査につきましては、基本的にはほぼ全員が受けられているというふうに考えております。ただし、保健師のほうからちょっと聞いたんですけれども、1人だけ仙台のほうで出産した方について、その仙台の病院のほうから希望する方は受けられますよというような説明を受けたため、受診しなかったという方が1件あったということなんですけれども、基本的に全員が受けているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 1人も漏れなく受けられるように、事前に妊婦さんに検査の必要性を教

えるといえますか、そういうことが必要と思いますけれども、そのようなことはされておられるでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

先ほど町長もお話ししましたとおり、早期発見というのは非常に大事だということで、加美町の場合ですと母子手帳の交付時にこういった検査をぜひやってくださいねということで、説明を行っているということでございます。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） この検査に対して、国からの支援とかはあるのでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

こちらにつきましては、先ほど議員さんおっしゃられたとおり国からの通知がございました。こちらの検査を実施するよということに通知があったわけで、その中でこちらの財源については総額において大幅な拡充が、地方交付税措置の中でなされているという、国がよく言う言い方なんですけれども、その中にもう既に入っていますよというようなことで通知がありました。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） わかりました。

母子手帳に関してですけれども、記入欄があるということで、さっきの答弁で全員記入されているんだと思いますけれども、この辺はそれで間違いはないですね。1人を除いて、全員記入されていると。

次に、先天性難聴や重度の難聴障害の方は、平成29年度の検査結果で異常が認められた方は何人おられるか、またこれまででそういう方が何人おられるか。あと、大人の方も含めて補聴器で対応できないほどの重度の難聴の方が何人ほどおられるか、おわかりでしたらお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

まず、乳幼児検査の結果ということですが、平成29年度新生児聴覚検査を行った方は112人となりまして、その中でこちらにつきましては聴覚検査をして、その聴覚検査ですぐに障害の

あるなしがわかるわけではなくて、精密検査が必要かどうかというのをまず判定します。その新生児聴覚検査で、精密検査が必要ですよというふうになった方が2名いらっしゃいました。精密検査を行った結果、その2名については異常なしということでございました。

重度の難聴の障害者の方はどのぐらいということでございます。聴覚障害の方で障害者手帳を交付されている方が105名いらっしゃいますが、そのほとんどが高齢化による、年をとって聞こえづらくなってきたという方がほとんどで、18歳未満の子どもについてはごくわずかとなっております。ごくわずかという表現が、何人と言ってしまうと個人が特定されるのはちょっと不都合ということもありますので、控えさせていただきます、ごくわずかということでございます。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 人工内耳を装着されている方はおられるかどうか、おわかりでしたらお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

この人工内耳をどのぐらいされているかということなんですが、町のほうではこれは把握しておりません。というのは、補聴器のように障害福祉のほうで補助等を行っている場合ですと、申請があって交付するという形で把握できるんですが、人工内耳になりますと医療ということになりますので、直接病院と患者さんということになって、町のほうではどなたが人工内耳かということについてまでは把握していないというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 人工内耳の装用には約400万円くらいかかって、保険適用にはなって120万円ほど自己負担、高額医療とかいろいろな支援制度もあるみたいで、手術そのものはできるんだと思いますけれども、そのあと人工内耳体外器、スピーチプロセッサというものが大体数年から十数年の間に交換という形で、これもまた120万円ほどかかる。そして、電池代が3日に1回電池を交換しなきゃいけないという形で、結構費用がかかるみたいで、全国の自治体でこれへの補助が進んでいるわけですけれども。加美町においていらっしゃるかどうか、掌握されていない、またそういう補助の要望とかもないんだと思いますけれども、今後どうなるかも将来のことはわからない状況だと思いますが、そういうことも想定しながら、経済的にそう

いう状況が生まれたときの体制といいますか、補助の要項とかをつくっておく必要もあるのではないかと思いますけれども、この辺はどのようにお考えかお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（内海 悟君） 保健福祉課長です。

こちらの人工内耳となった場合の費用については、今議員さんおっしゃられたとおり400万円ぐらいかかるということです。その400万円のうち、通常健康保険の分で7割がカバーされると。残りの120万円は自己負担ということになるんですけども、さらにその自己負担の部分についても限度額、高額医療費がありますので、そちらのほうで大分カバーされるというふうなことになります。

ちなみにインターネットで調べたんですけども、乳幼児の1歳10カ月のときに人工内耳を埋め込んだ方の例でいいますと、こちら先ほど言ったように医療の適用になりますので、その自己負担の分についても乳児医療制度の適用ということで、実際ほとんど自己負担ないというふうなことでございます。あと、高齢になって60歳過ぎて人工内耳にした方の場合は、自立支援医療制度というものがあまして、そちらのほうである程度カバーされて自己負担10万円というふうなことでございました。

この人工内耳、今のは初期費用ということになるんですけども、議員さんおっしゃられたとおり、メンテナンスですとか日常の修繕ですとか電池代かかるようでございます。電池もボタン電池2個というふうなことで、頻繁にかえなきゃならないと。こちら年間数万円かかるということと、あと高額な機械ですので保険にも入らなくちゃならないと。これも2万円ぐらいかかるというふうなことで、非常に経費がかかると。万が一故障して買いかえとなると、120万円と。最近大分安くなって、60万円ぐらいのものもあるというふうなことでございますが、いずれにしても60万円でも大分高いと。

こちらの助成制度につきましては、徐々にふえてはくるんでしょうけれども、東北で見ますと秋田県のかほ市1カ所しかやっていないようで、主に西日本のほうが進んでいるような状況です。今後広がってくるのかなと。ただ最初に出ましたように、1,000人に1人という頻度ですので、例えば加美町でいうと年間130人ぐらい新生児生まれます。そうすると、7年に1回出てくるのかなと、単純な計算ですけども。そういったこともございましたので、こちらのほうについては他の県ですとか国、あるいは他の自治体の動向なども見ながら考えていきたいというふうな考えております。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 国の動向とかほかの状況も勘案しながら、また住民の要望等も踏まえながら検討していただきたいと思います。

3点目に移ります。SNSを活用したいじめ・自殺相談について。

いじめに遭っていた子どもが、みずから命を絶つ痛ましい事例が報道されております。いじめによる悲劇を未然に防ぐには、子どもからのSOSをいかに早くキャッチし、適切に対応することが大切であります。文部科学省では、LINEなどSNSを通じたいじめ相談体制の構築に向け、検討されています。また、匿名でいじめを通報できるアプリの導入や、LINEを利用したいじめ相談事業を実施している自治体もあります。教育長の見解をお伺いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） おはようございます。教育長の早坂です。どうぞよろしく願いいたします。

ただいま一條議員から、SNSを活用したいじめ・自殺相談についてというご質問をいただきました。

いじめ問題につきましては、宮城県においても喫緊の課題でありまして、本町においてもいじめ・不登校は大きな課題であるというふうに捉えております。それから、いじめという行為は恥ずべき行為であって、やっぱり決して許されないということを学校で子どもたちに指導しているところであります。

文部科学省におきましては、問題の深刻化を未然に防止する観点から、いじめを含めさまざまな悩みを抱える児童生徒に対して、相談に係る多様な選択肢を用意することによって教育相談体制の充実を図るため、SNS等を活用した相談体制の構築事業を補助事業として始めております。この事業の実施主体につきましては、原則として都道府県及び指定都市というふうにされております。宮城県教育委員会では、来年度から仙台市を除く34市町村の学校と県立学校の小学生・中学生、それから高校生を対象にしたSNSを通じた相談体制の構築に向けて、現在検討しているということでもあります。

また、このSNS等を活用した相談体制につきましては、これまで既に千葉県の柏市、それから滋賀県の大津市、長野県などが実施しているようであります。仙台市でも、ことし8月から相談事業を始めているようであります。現在、宮城県教育委員会におきましては、いじめや不登校、学校生活など幅広く相談できる電話相談事業を実施しているところであります。しかし、今の子どもたちが日常的に利用するコミュニケーションツールは圧倒的にLINEなどのソーシャルネットワーキングサービスであると言われております。そういう観点からも、SN

Sは有効な手段の一つではないかなというふうに考えております。

本町におきまして、いじめの未然防止・早期発見につきましては、各学校においては日ごろから児童生徒の見守り、それから児童生徒と教職員との信頼関係の構築、それらに努めております。そして、児童生徒のちょっとした変化も見逃さないようにしているところでもあります。また、各学校におきましてはいじめに関するアンケートを毎月実施しております、いじめを認知した場合には全職員で共通理解を図って、組織的に指導に当たっております。また、児童生徒は誰にも言えないような悩みを抱えることがよくあります。そういう視点からも、家庭と一緒に過ごす保護者の方にも子どもとしっかり向き合ってください、子どものいじめのサインというんでしょうか、あるいは子どもの変化に気づく力をつけていただきたいなど。あわせて、子どもたちにはいじめ等に負けない強い心、あるいはたくましい心を育てることも肝要であるというふうに考えております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 今、教育長から宮城県で検討されているというお話があって、進んでいくのかなと思いましたが、それを踏まえながらも、今現在加美町における学校でのいじめの現状といたしますか、あるのかないのか、その辺。また、大きいのか小っちゃいのかも含めて、現状はどうなっているのかということをまずお聞きしたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

町のほうでは、各学校から毎月生徒指導全般にわたる現状を報告していただいています。その中でいじめの状況を見ますと、ことし4月から10月までに小学校で17件、それから中学校で37件ありました。内容としましては冷やかし、あるいはからかい、無視、あと暴力ということもあるようです。それらの中で、じゃあ解消した件数はどれくらいかといいますと、解消というのはいじめを認知して、学校で指導して、指導してからその後3カ月間子どもたちの様子を見ます。そして、あと場合によっては各学校のいじめ問題対策委員会でも大丈夫だというようなことで認識しているわけなんですけれども、それで小学校につきましては解消済みが7件、それから中学校では19件と。現在まだ観察しているという事案もあります。

以上であります。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） いじめへの教職員の対応の仕方も非常に重要だと思うんですけれども、

この辺の教職員へのいじめ対応の研修とかはされておられるかどうか、お伺いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

教職員の研修につきましては、さまざまな研修があるわけですが、まず年1回の指導主事学校訪問があるわけですが、そのときにいじめ・不登校を生まない学級・学校づくりという、全ての学校同じテーマで全教職員で話し合っ、それらについて指導主事から指導助言をもらっている。そして日々の実践に生かす、そういう研修があります。

それから、あと生徒指導主事、あるいは主任を対象とした研修会が事務所主催で1回、それから町教委主催でも行ってあります。それから、さらに総合教育センターのほうで教育相談に関する専門研修というのがありまして、これは希望研修です。ただ枠がありますから、希望しても全員というわけにはいきませんが、そういう研修を受けてあります。

大事なことは、研修を受けたからオーケーではなくて、研修を受けた後現場でどうそれを生かすかということであると思います。各学校においては、研修後それぞれ持ち帰って意見交換を行って、全員で共通理解を図って組織的に対応するような形で進めてあります。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 特に子どもたちからSOSを早くキャッチすることが大事なわけですが、子どもたちにSOSの出し方についてどのように教育されているかお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

非常に難しい問題でもあるかなと思います。学校では子どもたちに、いじめに限らずいろいろな不安、悩みを抱えたらひとりで抱え込まないで、周りの人に相談しなさいと。ただ、そう言ったからといって、じゃあ子どもにそういう力がついたかということ、そうでもないと思うんですね。やはりそういう相談する力、あるいはSOSを発信する力というのは、一概にこうすればつくということはなかなかないと思うんですが、ただやはり学校で取り組んでいることはまず1つは命の尊さ、やっぱり道徳とかあるいは学校教育活動全体を通して機会を捉えて指導しております。

それから、あとさまざまな困難、あるいはストレスを抱えたときに、それをどうやって対処していったらいいのか。例えば日常生活のいろいろな問題点についても、例えば学級指導の中でそれを解決するのにどうするのか。話し合い活動、あるいは体験をしながら、それを通して子どもたちが自分から、みずから苦しいときの解決方法を探れるのではないかなというふうに

指導しております。

なかなか難しい問題ではあると思いますので、あともう一つあわせて、それでもなかなかやはり自分の悩みを周りに相談できない子どもはいると思います。あわせて、やはり周りの友達が気づいてあげる。あるいは教員が、あるいは家族が、周りの大人が気づいてあげるということも、あわせて必要なかなというふうに考えております。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） 今、教育委員会ではいじめとか自殺防止のための相談窓口とか相談の体制とかというのはあるのでしょうか。おありでしたら。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。

いじめ等の相談体制ということになりますと、現在各学校におきましていじめ防止基本方針というものをそれぞれ定められてございまして、校内にいじめ問題対策委員会というのが各学校に設置されてございます。教育委員会としましては、その各学校からの報告なり連絡をもとに、各学校とそれぞれ協力しながらその解決に当たっていくというのが基本ということになります。

また、必要に応じてスクールカウンセラー、それからスクールソーシャルワーカー等も相談等に入りまして、いじめ問題等の解決に取り組んでいるというところでございますし、あとは県で開設しています24時間子どもSOSダイヤルというものから、県教育委員会を通じて私どものほうに、こんな相談がありました、あるいは、こういうものを調査してくださいという依頼が来るとというのが現状でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） さっきの答弁にも、子どもたちがLINEとかSNSとかを頻繁に利用されて、ほとんど子どもたちのコミュニケーションは今、携帯電話からもまた固定電話からも離れて、全てそういう方向に行っているという状況であるということは認識されているようでもありますし、また長野県での例をちょっとお話ししますと、ご存じだとは思いますが、長野県で昨年9月に2週間にわたって試験的にLINEでの相談を受けて、12万人のアドレスというんですかね、アカウントを周知して、そして3,300人からの登録があって、相談件数が1,579件ありまして、具体的に547件に対応したと。これは、年間の電話での相談の2倍が2週間であったということで、いかにLINEによる相談が有効かということがこの試験で実証といたしますか、示されたということで、これから本格的に実施しようということになっていると

というような報道といたしますか情報があります。

宮城県でもことしからですかやるという、SNSを活用した相談体制を敷くということでありますけれども、そうなった場合町教育委員会としてはどういう形で子どもたちに周知されるのか、お考えがあればお伺いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育総務課長。

○教育総務課長（二瓶栄悦君） 教育総務課長でございます。

宮城県で来年度から実施したいということで、今いろいろ検討されているようでございますが、その検討されている内容、あるいは構築しようとしているシステムの詳細がまだ私どものほうまで届いていないということなので、現時点では何とも言えないんですが、先ほど申し上げました電話相談のSOS24時間ダイヤル、ああいったものと各子どもたちに電話番号を書いたカードみたいなものを配布してございます。それから、先ほど教育長からの答弁もありましたように、仙台市でもう既に取り組みを始めているということで、仙台市のほうではチラシをつくってQRコード等を含めたチラシをつくって配布しているようでございますので、宮城県の場合もそのような形になるのかなというふうには思っております。

○議長（早坂伊佐雄君） 一條 寛君。

○10番（一條 寛君） いじめを起因として、重大な事案にならないよう、教育委員会としても全力で取り組んでいただきたいと思います。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（早坂伊佐雄君） 以上をもちまして、10番一條 寛君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩をいたします。午前11時15分まで休憩といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（早坂伊佐雄君） 休憩を閉じ再開いたします。

通告6番、5番高橋聡輔君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔5番 高橋聡輔君 登壇〕

○5番（高橋聡輔君） それでは、通告どおり大綱2問の一般質問をさせていただきます。

ただいま傍聴席からも、非常に温かい応援をいただきまして、その応援は時間配分をしっかりとしろということなんだろうと思いますので、極力時間配分をしっかりと考えながら一般質問させていただきたいと思います。

1 問目、2020年東京オリンピック・パラリンピック事前キャンプ誘致についてでございます。
我が町は、「復興『ありがとう』ホストタウン」として申請を行い、チリの事前キャンプの誘致活動を行っているが、以下の点について伺います。

1 点目といたしましては、こちらの進捗状況について。2 点目は国の支援態勢、現在発表されている支援態勢について。3 問目がハード・ソフト面での整備計画について。4 点目、誘致による町のメリットについてでございます。

オリンピック・パラリンピックの関係ですね、非常にPRができる有効的な場所だと思いますので、町長、担当におかれましてはわかりやすくご答弁お願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、私は支援を受けておりませんが、時間配分に気をつけながら答弁をさせていただきたいと思っております。

それでは、東京オリンピック・パラリンピック2020の事前キャンプ誘致について答弁をさせていただきます。

まず1 点目の進捗状況でございます。加美町は、昨年12月より事前キャンプの誘致に向けた活動を行ってまいりました。議員おっしゃるように、8月2日に内閣官房オリ・パラ推進本部よりチリのお話がありまして、9月7日にチリを相手国とした「復興『ありがとう』ホストタウン」に登録をしたところでございます。

内閣官房オリ・パラ推進本部は同日チリに出向き、パラカヌーの誘致に向け国・関係機関の方々と協議をし、加美町の意向をお伝えしたところ、ぜひ加美町でキャンプをさせていただきたいというお話だったそうです。なおかつ加美町での事前キャンプ実施については、パラカヌー競技だけではなく、パラ競技の陸上・卓球・パワーリフティング・水泳・車椅子テニスの5競技の方も受け入れが可能かどうかというふうなお話があったそうでございます。全競技となりますと、総勢31名になるとお伺いしております。

また、11月26日に内閣官房オリ・パラ推進本部の安藤参事官補佐が来町した際に、6 種目の選手団を受け入れてほしいという要望も受けたところでございます。本町としましては、この受け入れに当たってはさまざまな条件整備が必要でありますので、諸条件が整うのであれば、チリ共和国や国の要望にお答えできるように取り組んでまいりたいとは考えているところでございます。

今後の計画としましては、来年の2月24日、25日に在チリ日本大使、チリ共和国に駐在しております平石大使が加美町を訪問することになっております。それにあわせまして、2月23日

から26日にチリのパラリンピック委員会の委員長、そしてパラカヌーの選手2名、コーチ1名、計4名を加美町にご招待し、加美町の文化とスポーツ環境を確認していただき、その上で2月25日正式に覚書を交わすための調印式を行いたいと計画をしております。その後、正式にチリのホストタウンとして登録という運びになります。事前キャンプにつきましては、来年の7月から8月の2週間、再来年の本番直前のキャンプの2回を予定しております。

2点目の国の支援態勢でございます。加美町は「復興『ありがとう』ホストタウン」に登録したことによりまして、国の平成30年度事業オリ・パラ基本推進調査として対象経費の上限200万円までの調査事業費、これは国がコンサル事業所に委託をして実施しているわけですが、このモデルプロジェクト事業として200万円を活用することができます。先ほど申し上げましたチリとの調印式に際する4名の渡航費等の事務経費については、この国からの200万円であらうことにしております。また、調印をした後正式にホストタウン登録となりますので、その後の交流事業等にかかる経費につきましては、国が2分の1を特別交付税で措置するということになっております。

以前ご説明した受け入れを15名とした場合ですと、1キャンプ当たり概算で485万円ほどを想定しております。なお残りの2分の1、これは町が負担をするということになりますけれども、町として現在想定しておりますのはまずは合併振興基金、これは合併市町村の住民の一体化を図るための基金ということでございまして、現在18億円ほど積み立てております。だから、これまで有効に活用されてきておりませんでしたので、この合併振興基金、これをぜひ有効に活用していきたいと思っておりますし、また民間の資金も取り込んでいきたいと思っております。

国の支援については、こういった金銭的な支援のほかにも、現在内閣官房のオリ・パラ推進本部のほうが入り、チリ共和国とのやりとりなどさまざまな面で支援をいただいているところでございます。

ハード・ソフト面での整備計画についてでございます。ハード面に関して、まずお話しいたします。練習会場は、既存の施設を利用させていただくことと考えております。先ほどお伝えいたしました内閣官房オリ・パラ推進本部の安藤参事官補佐にも見ていただき、大変立派な競技施設である。問題なくこれは利用できるというふうなお話もいただいておりますので、手を加えることなく利用することができるというふうに考えております。

課題は、宿泊施設等のバリアフリー化であると考えております。まず、町としましては現在北海道から宮城県のほうへ移住してきましたパラカヌーの選手がいらっしゃるしまして、この選

手のご協力をいただき加美町の施設を車椅子でめぐっていただき、障がい等の箇所の状況調査をまず行いたいと思っております。この東京オリンピック・パラリンピックの主たる目的は共生社会の実現でありますので、地方においてもこれを機会に障がいの有無にかかわらず誰もが生き生きとした人生を享受できる環境づくりに取り組んでいく必要がありますので、町としてもそのように考え取り組みを進めようとしております。

次にソフト面に関してでございますが、今後町としましては現在、高校生・中学生が大変カヌーで頑張っており、全国大会でも大変優秀な成績をおさめていただいておりますけれども、さらに一般の方々、そして障がいをお持ちの方々にもぜひカヌーに取り組んでいただきたいというふうに考えているところでございます。そういったことから、ことしの9月17日と10月21日の2回、日本障害者カヌー協会の吉田会長を初めとする4名の講師を迎え、パラマウントチャレンジカヌーボランティアスタッフ養成講習会として、地方創生交付金を活用し実施したところでございます。

また、来年の3月3日にはプロバスケット宮城MAXヘッドコーチの岩佐義明氏を招き、「障害を理解し、挑戦していく」ということの内容で、障害スポーツ講演会を実施することにしております。今後、障がい者理解のためのセミナーなども開催していきたいと考えております。

また言語、言葉の問題でございますが、ご承知のとおりチリは母国語がスペイン語になります。よって、加美町町内に職員も含めてスペイン語を話せる職員はおりませんので、また町民もいらっしゃらないと思いますので、町としましてはぜひ国の事業である、話せる方はぜひ教えていただきたいんですけれども、国の事業であります外国青年招致事業いわゆるJETプログラム、現在町ではCIRという語学指導助手のみを受け入れておりますけれども、CIRという国際交流員という実はタイプもございます。この国際交流員としてチリの方を加美町へ招聘し、翻訳・通訳・交流推進の仕事を行っていただくように、現在国へ申請をしております。来年の8月までには来日できるように、国のほうで進めていただいております。

実は、チリ人のJET事業での派遣というのは、今回が初めてになるということでございます。国のほうから、我々はスペイン語圏であればどこでもいいのかと思っておりましたけれども、やはりチリ人が言葉も若干国によってスペイン語といっても違うということからすれば、やはりチリ人の方のほうのほうがいい対応が可能であるということで、国のほうからチリ人を派遣するように今手配していますということで、大変ありがたいお話をいただいております。ということで、チリ人の国際交流員の受け入れを行いたいと思っております。

またこれを機に、インバウンドの取り組みも視野に入れながら、加美町のパンフレットそれから看板等の他言語化ということの検討も進めてまいりたいというふうに考えております。

4点目の誘致による町のメリットについてでございます。まずは、私は町民の一体感の醸成に資することができるというふうに考えております。町民みんながチリの選手を我が町の選手として歓迎をしていただいて、ボランティア活動などにも参加をしていただく。あるいは、これから催されるイベントへの参加、そしてできればテレビで、あるいは直接東京に行ってこのパラリンピックのチリの選手、日本の選手とあわせてチリの選手を応援するといったことなどを通して、町民の一体感の醸成というものが図られるのではないかというふうに考えております。

次に、町民の共生社会に向けての意識の向上の機会なのではないかというふうに考えております。パラリンピック競技大会への出場が有望な選手たち、アスリートと交流することで、私たち健常者が障がい者に対する理解をこれまで以上に深める機会になるというふうに考えております。さらに、児童生徒といった未来のある子どもたちが、間近で障がいを持ったアスリートの姿を見ることで、頑張ることの大切さ、夢をあきらめないことの大切さ、そういったことを学ぶことができるのではないかとこのように思っています。もちろん、チリの選手との交流を通して異文化理解、国際感覚の向上、こういったことも期待できるというふうに思っておりますので、この意識を向上させるという意味からも大変すばらしい機会だというふうに思っております。

また、全国へ発信する絶好の機会というふうに考えております。パラリンピックのナショナルチームの合宿を受けるのは、宮城県では今のところ初となる見通しでございます。当然、テレビや新聞等のメディアでも取り上げられることになると思います。宮城県のみならず、全国に加美町をスポーツのキャンプ地として発信し売り込んでいく、そしてスポーツツーリズムの推進につなげていくという機会だというふうに捉えております。さらにはインバウンドの取り組み、こういったことにもつながっていく可能性が十分にあるというふうに考えております。

これを機にチリ関係者との人的ネットワークを築くということ、これが大変大きな財産になるというふうに考えています。日本国内にも多くのチリとの関係、きずなを強く持っていらっしゃる方々がいるので、こういったネットワークを築くことによってスポーツのみならず経済、人的交流につながっていくものというふうに考えております。

最後になりますけれども、キャンプを受け入れ、町民がアスリートの競技に打ち込む姿を見ることによってスポーツへの関心がさらに高まり、加美町は残念ながら定期的に運動する習慣

を持っていらっしゃる方が大分少ない、県平均よりも大分低いんでありますけれども、ぜひスポーツへの関心を高めていただいて、定期的にスポーツに親しむ人口がふえていき、加美町全体として健康増進につなげていく機会にもしていければというふうに考えております。

以上、ご質問にありました4点についてお答えさせていただきました。よろしくお願ひします。

○議長（早坂伊佐雄君） 高橋聡輔君。

○5番（高橋聡輔君） それでは、少し質問させていただきたいと思います。

まず、先ほど現在の進捗状況についてというようなことで答弁をいただきましたが、現在の「復興『ありがとう』ホストタウン」というもの自体が、なかなか理解されていない状況があるのかなというふうに思います。このことにつきまして、この「復興『ありがとう』ホストタウン」とは一体どういうものか、また「復興『ありがとう』ホストタウン」に登録と申しますか申請をしている状況ということがどういう状況なのかということについて、もう一度明確にご答弁をお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 体育振興室長。

○体育振興室長（上野一典君） 体育振興室長でございます。よろしくお願ひいたします。

「復興『ありがとう』ホストタウン」というところですが、この「復興『ありがとう』ホストタウン」に関しては震災3県、岩手・宮城・福島、この3県が対象となるホストタウン事業でございます。ホストタウン事業という内容でございますけれども、震災時にお世話になりました国・地域の方々のほうに恩返しというところで、例えば加美町では震災時に南三陸町のほうで被害を受けた方々を受け入れたところがございます。そこら辺で、南三陸町に関してはまだまだ復興途中でございますので、なかなか難しいというところもありますので、かわってではないですが、震災時にお世話になった国に恩返しするつもりで、どうぞ加美町のほうに来てくださいというところで、パラカヌーの選手を受け入れることとなります。

多分、皆さんご存じだと思いますけれども、南三陸町に関してはチリと友好親善を結んでいる町でございますので、そこら辺で加美町がかわってチリのほうを受け入れたいというところで、チリのほうに加美町のほうの意向をお伝えしているところでございます。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 高橋聡輔君。

○5番（高橋聡輔君） 復興3県の中でというようなお話なんです、この「復興『ありがとう』ホストタウン」というのはパラリンピックに限らずオリンピック・パラリンピック両方と

いうことでよろしいですね。この中で、先ほど町長の答弁の中にありましたけれども、宮城県の中でパラリンピックを受け入れる自治体がまだ本町のみというようなことでしたり、さまざま受入態勢というところがある中で、少しこの被災3県、先ほど担当課のほうからも説明ありましたけれども、復興半ばでというようなことも理由の1つに挙げられるとは思いますが、なかなか進んでいない状況について町長、所見ございましたらお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） やはり1つは、沿岸部がまだまだそこまでの余裕がないということがあろうかと思えます。この復興期間が10年と定められておりますが、ちょうど2020年がその年に当たるわけですね。ですからこの2年間、財源が確保されている間にやはり復興事業を優先的に進めようということだと思えます。これは、当然のことだと思えます。そういったことから、なかなか受け入れが進んでいないんだらうというふうに思っています。

本町におきましては、先ほど室長からも答弁がありましたように、南三陸町を受け入れたというそういった南三陸町とのかかわり、そして南三陸町がチリから支援を受けたというそういったつながり、ですからそういったつながりの中で加美町がそれでは代表して受け入れましよう。そして、2週間キャンプをしていただいている間に、1泊2日で南三陸町にも行っていただいて、そこで復興状況もごらんいただき、町民の方々とも交流していただきましようというふうな内容で現在進めているところでございますので、やはり沿岸部がそういう状況であれば、積極的に内陸部が受け入れの検討をしていくべきだというふうに思っています。

あともう一つは、基本的に相手国を自分のところで探すといいますか、まずはそういうことなんです。そうしますと、これまで海外のどこかの町や国と交流していないと、加美町もそうだったんですけれども、なかなか相手国・相手チームを見つけることが困難なんです。ですから、宮城県の中でそれほど海外と交流をしている自治体が多くはないということも、あるいはあるのかなというふうにも思えます。今考えられる点は、その2点ぐらい。あとは、それぞれの町の考え方、首長やら議会の考え方ということも当然あろうかと思っておりますし、オリ・パラを余り身近に感じていないという点も、あるいはあるかもしれません。あくまでも推測でありますけれども、さまざまな理由からなかなか進んでいないんだらうというふうに思っております。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 高橋聡輔君。

○5番（高橋聡輔君） ただいま町長のほうから答弁いただいた中で、震災時に南三陸町の支援

を我が町でも行ったというところの関係性から、チリというような国の選定といたしますか、つながりができたというようなことでございましたが、この東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連事業推進に係る加美町推進本部設置要項というものを加美町では出しておりました、こちらが平成27年2月にでき上がり、ここにいる皆様、課長の皆様方、皆さん推進本部員になられていると。皆さんご承知だと思いますけれども、実際今、町長からお話いただいた関係性の中でチリが選定される以前に、どういった経緯でこのチリというところが選定されたかと。また、その前にさまざまな国との交流、あるいは選定と言ったら失礼ですけれども、そういうものが行われたものなのかどうか。この辺について、よろしければお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 体育振興室長。

○体育振興室長（上野一典君） 体育振興室長でございます。

実際にこの誘致活動をしたのは、ことしからというところですが。まずもって、加美町に関してはカヌー競技を普及させている町でございますので、とりあえずカヌーを誘致しようというところから日本カヌー連盟、あとは日本障害者カヌー協会等々の団体と一応話を進めておりましたけれども、なかなかやっぱり相手国がなかった状態でございます。内閣官房のほうからも、一度スロバキアというお話もありましたけれども、そちらのほうもやはりカヌーに関しては強豪国というところで、なかなか強豪国に関しては環境の整った、日本の石川県の小松とか香川県等の整ったところにもう既に決まっている状況でございました。

チリに関して、とりあえずオリンピックのIF基準といたしまして、1,000メートルのコースがないと公認コースがとれないというところがございましたので、ちょっとオリンピックに関しては誘致はなかなか難しいのかなというところでもございました。それで、パラカヌーに関しては競技コースが200メートルでしたので、ここは500メートル以上のコースがありますので、そこら辺でパラカヌーというところで話を進めさせていただいたものでございます。

チリというお話に関しては、内閣官房のほうからたまたまチリの有望な女子選手、カテリン選手という方がおります。その話が日本のほうに情報が入ってきまして、それで加美町と南三陸町がそういうところでの震災のつながりがあるというところで、お話があったものでございます。そういう観点でチリというところでのお話があったものでございます。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 高橋聡輔君。

○5番（高橋聡輔君） すみません、ちょっとチリというところにこだわって質問をさせていただいてございました。というのも、やはり町民の皆さんから、なぜチリなんだというところが

一番の疑問点に出るところなのかなというところで、この経緯がわからないとなかなか住民の皆さんにも理解していただくことができないと。ましてやそれこそラテンアメリカといいますか、あちらの非常に遠いところからなぜここに来ることになるのかというところの疑問が非常に多いのではないかとというところがありまして、この質問をさせていただきました。

また、先ほど町長の1回目の答弁、2回目ですかね、答弁の中で、被災3県のうち内陸部がやるんだと。もちろん、同じ宮城県として支援をしていただいたものをお返しする気持ちというのは、非常に大事だと思います。我が町としても、そういった支援をすると。しからば県の動きというところ、もちろん国・県の動きというのが非常に必要になってくるかと思いますが、このオリンピック・パラリンピックについてただいま県のほうの支援並びに県の動きに関して、状況をお願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 体育振興室長。

○体育振興室長（上野一典君） 体育振興室長でございます。

県に関しては、やっぱり内閣官房、国のほうに直接行く前に何度となくご相談はしてありました。ただ、どこの国というところは、やはりなかなか難しいところでした。町長のお話にもありましたけれども、何かの友好親善ではないんですけれども、そういうつながりをもとにホストタウンを登録しているのが実態でございます。加美町に関しては、国際的な友好親善はまだ整っておりませんので、なかなかそういうところがなかったというところがございます。パッハホール関係でドイツというところもありましたけれども、ドイツに関してもカヌーは強豪国で、既に石川県のほうに決まっておりました。そこら辺で、いろいろ県との交渉はしたところではございますけれども、なかなか情報が得られなかったというところがございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 高橋聡輔君。

○5番（高橋聡輔君） 今、なかなか動きもよろしくないように思っているわけですが、カヌーありきというところから進めていくというところから、ちょっと時間を見ながらなんですが、先ほど2問目のハード面・ソフト面でのいうところから、既存施設を活用するんだと。もちろん、カヌーありきでドイツも検討していただき、ほかの国も検討していただいているということで、先ほど町長の答弁の中で地方創生を活用したカヌー場での体験というかトレーニングといいますか、講習ですね、すみません。講習を行っているというようなお話がありました。具体的に、この現状の既存カヌー場というところはバリアフリー化になっていないというような状況だったり、そういったさまざまなことが考えられると思いますが、現状の既存施設として何か指摘されている点がございましたら、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 体育振興室長。

○体育振興室長（上野一典君） 体育振興室長でございます。

とりあえずカヌーに関してになってしまいますが、競技場に関してはスロープがございます。それに浮棧橋を浮かべて、車椅子が行けるような状況に仮設でちょっとつくらなくちゃいけないのかなと思っております。

あと、カヌーの拠点になっております中新田B&G海洋センターに関しましては、前に全員協議会のほうでもご説明いたしましたけれども、あそこの多目的ホールは現在、常勤指導員がない施設となっております。ですので、今回講習会等でやりましたボランティア養成講習会に関しても、今後障害者カヌーを普及していこうという考えもございましたので、できれば常勤の指導員を置くための施設をちょっと整えたいと思ひまして、B&G海洋センターのほうに施設修繕の申請をしているところでございます。多目的ホールを一部事務所、ミーティングルーム、あとトレーニングルームとして活用できるような施設として、事業費大体1億円となります。3,000万円の補助申請を、今申請しているところでございます。それで、もっともっとマリンスポーツの普及を検討していきたいなと思っております。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 高橋聡輔君。

○5番（高橋聡輔君） お察しをいただいた答弁、ありがとうございます。

先ほどの全員協議会のほうでお話をいただいていた、このB&G海洋センターの改修関係ですね。先ほど担当から、1億円近くの金額がかかるんだというようなことでしたが、これというのは先ほど担当のほうの答弁の中でこれはもともとの事業であって、オリンピックというわけではなくもともとの事業としてB&G海洋センター、こちらの改修をするんだというようなお話があったかと思ひます。この辺に関しても、B&G海洋センターの補助ですとか助成だったりとかいうところもあるんですが、こういったものの関連事業が全てオリンピックと一緒にされてしまっている傾向があるように思ひますが、その辺についてどうでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 大事なことは、パラリンピックの事前キャンプを誘致することでどのような社会、どのような町をつくっていくかということだと思います。あくまでも一時的なイベントとして誘致をするわけではなく、2020年はまさにレガシーですね。町としてどういうレガシーを残していくかということが、重要なポイントだと思います。これは、国でもそのように行っております。

そうしたときに、せっかく加美町はカヌーの町ですから、現在は先ほど申し上げたように中学生・高校生が本当に頑張って素晴らしい成績を残してくれていますけれども、やはりこれが老若男女、障がいがあるなしにかかわらずカヌーを楽しめる、そんなカヌーの町にしていきたい。そういったことも、1つのレガシーとなり得るんじゃないかというふうに思っています。そういった中で、必ずしもパラリンピックの事前キャンプ地を受けるために整備をしなくちゃいけないということではないわけですし、そういった社会を築くために常勤の指導員を配置し、いつ誰が行ってもそこでカヌーを楽しめる、障がいをお持ちの方も楽しめる、そういった環境を整備していくことが大事なのではないかという意味合いで、現在申請をしているということでございますので、そのところは関連はありますけれども、分けてお考えいただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 高橋聡輔君。

○5番（高橋聡輔君） 今町長のほうから、はっきり、関連はあるが、共生社会とスポーツ振興のためにとというようなことで、直接的に一緒ではないんだというような答弁をいただきましたので、その辺をまたしっかりと皆さんで考えていきたいなというふうに思っております。

続きまして、先ほど当初の予定ですと、3種目で15名のところで、渡航費ということで485万円というような答弁をいただきましたけれども、その後チリ本国のほうから3種目だけでなく複数の競技を受け入れてほしいと、パワーリフティング・水泳・テニス等々ですね。そうしますと、その金額というところが、まず渡航費というところが大きく変わってくるのかなというふうに思います。国の補助も含めて、概算の金額どれぐらいかかるようになるのか、願います。

○議長（早坂伊佐雄君） 体育振興室長。

○体育振興室長（上野一典君） 体育振興室長でございます。

先ほど答弁の中にもありましたけれども、15名で485万円の概算の想定でございます。これに関しては、チリから日本までの渡航費に関しては含まれておりません。それに関しては、チリのほうのご負担かなと思ひまして、そこら辺、今後協議で進めてまいりたいと思ひます。

あと、6競技全部受け入れますと、31名の今想定でございます。この485万円の内容でございますけれども、日本本国に入ってから交通費、あと滞在費等々の経費でございます。ですので、やっぱり人数がふえればそれなりの金額がふえるということになると思ひます。それに対して、倍まではいかないにしても、それらの経費がかかるということで、その経費に対する2分の1が特別交付税措置というところでの国の対応ということになります。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 高橋聡輔君。

○5番（高橋聡輔君） すみません、倍にはならない。ほぼほぼ人数が倍になるところの考え方で、先ほどの15名で答弁いただけたのなら、31名ならということも想定ができるのかなということもあったので、質問させていただきました。

あわせてまして既存施設、先ほど陸上競技というところになりますと、現状の陸上競技場も活用すると。しからば、キャンプといいますか宿泊施設というところは、宮崎あるいは小野田というところになって、コテージを想定されていると思いますが、この人数的なもの、15名の場合は車椅子の人数等々も少なかったはずなんです、31名になった場合バリアフリー化をされていないと厳しいであろう選手、そういうところの想定が何人で、果たしてその人数を現実的に受け入れることが可能なかどうかということについて、お願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 体育振興室長。

○体育振興室長（上野一典君） 体育振興室長でございます。

まずもって、3競技というものでございますけれども、パラカヌー・パラ陸上・パラ卓球という想定であります。それで、車椅子対応の方が男性が2名、女性が3名というところでやくらいコテージ、バリアフリー化されているものが2棟ございます。それで、一応対応が可能かなという想定でございます。車椅子じゃない選手もおりますので、そこら辺は普通のバリアフリー化されていないコテージを利用して、あそこを選手村としてちょっと検討しているところでございます。

31名の全競技となりますと、車椅子の方が男性が6名、女性が7名、全部で13名というところの予定になります。ここら辺になりますと、やはりコテージだけではちょっと不足してしまいますので、隣接している薬師の湯を想定しているところでございます。もしくは、コテージのバリアフリー化というところもありますけれども、それに関しては予算が伴いますので、それはちょっと後で検討したいと思っております。

また、薬師の湯を検討しているところではございますけれども、1人1室というのが基本の国の考えでございます、1選手1部屋。ただ、そういうわけにはちょっといきませんので、薬師の場合は集団生活というところになります。コテージに関しても、やっぱり同じ競技だけじゃなくてほかの競技の方も入って共同生活というところになってしまいます。そこら辺、チリの2月に来ていただいたときに確認していただいて、それでもよろしければということでの検討調査というところになります。あくまでも、現在利用できるのは薬師の湯の大広間の宿泊

というところで、集団生活を伴ってしまうというところになります。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 高橋聡輔君。

○5番（高橋聡輔君） 我々も常任委員会でコテージのほうを拝見させていただいたり、薬師の状況も確認しております。人数的には、先ほど室長が答弁されたように、共同生活をしていただかなきゃいけないというところが現実的なところなのかなというふうにも思います。その部分、文化的背景なのか我々の生活習慣なのかということにおいても、しっかりと実情とチリの方々にしっかり向き合っていて、よりよい環境でキャンプをしていただければというふうには思っておりますので、この辺のハード面についてというところでは、以上になります。

続きまして町のメリットということなんですが、先ほど町長の答弁の中で、共生社会の意識の向上と子どもたちの異文化理解と、あとはチリとの人的交流とスポーツへの関心を高めるといようなことだったんですが、時間もなくなってきましたので、実際こういった今期待するメリットとといいますか、町にとって好転するであろうということにする場合にも、やはり町民の理解、一番は町民の皆さんにこういった状況を理解していただくというところが必要だと思いますし、小学生・中学生・高校生の皆さん、2年度連続で来られるというような話になった場合には、やはり1回だけの交流だけでなく、チリという国への理解であったり、スポーツを通じてちょっと中長期的な関係性を持つことが重要なのかなというふうに思いますが、この辺についてお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 体育振興室長。

○体育振興室長（上野一典君） 体育振興室長でございます。

今後のチリとのつながりというところでの話だと思いますけれども、今現在チリ関係の団体、日本チリ協会、あとは日本ラテンアメリカ協会、あとは仙台にありますチリ支援友の会等々の方々と今いろいろお話をしているところでございます。やはり、南三陸町に関してもそこら辺の協会、あとは企業等が入りましてモアイプロジェクト等を進めているのが現状でございますので、そこら辺このパラリンピックだけに特化しない友好的な活動を、ちょっと今後検討していかなければならないのかなとは思っております。

あとこれをするために、まず町民の方々に広く知っていただくために、まずもって加美町のホストタウンの推進協議会を1月に立ち上げまして、町民の方々を含めて一緒に検討していきたいと思っておりますのでございます。そこら辺、あとは学校等も含めまして一緒に、時間の

ないところでございますので一緒になって考えていきたいと思っておりますのでございます。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 高橋聡輔君。

○5番（高橋聡輔君） その辺のところも抜かりなくやっていただきたいなという部分と、町長、あとこの件なんですけれども、今現在、体育振興室に担当していただいております。体育振興室が担当して、さまざまな情報収集ですとか情報発信ですとかをやられておりますけれども、体育振興室だけではこういった国際的な事業といいますか、なかなか厳しいと。ましてやほかの事業をもちろん抱えている中、先ほど言わなかったんですけれども陶芸の里スポーツ公園、並びにB&G総合型スポーツクラブと、なかなかいろいろ事業が多い中で担当課だけというのは厳しくなってくるかと思えます。

先ほどちょっと紹介させていただきました推進本部員、本部員の方々も非常に課長さんたちだけで大変なところもありますので、ぜひこの事業に特化した課というかチームというか、そういったところをつくりまして事業分担といいますか、そういったことをするべきだというふうに思いますが、その辺について町長お願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 現在、そのような方向で考えております。

○議長（早坂伊佐雄君） 高橋聡輔君。

○5番（高橋聡輔君） 的確な答弁、ありがとうございます。その中に、ぜひ庁舎内でスペイン語まではいかないかもしれませんが英語に堪能な職員ももちろんいますし、課をまたいでそういった方々を入れていただきたいと。あわせて、町民の皆さんの協力なくしてはもちろんできないものになりますので、この町民の理解、協力を得るためにもこういった情報発信と、また町民の皆さんから自発的に参加していただけるような、そういった団体というものも今後考えていかなければならないと思えます。その辺につきましても、町長の熱い思いを聞かせていただきまして、オリンピック・パラリンピックについては終わりたいと思っておりますが、お願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まさにバリアフリーな社会を築くことが大事な点でありますので、もし庁舎内に各課ごとのバリアがあれば、そのバリアも除いていくと。町民と役場との間のバリアがあれば、これも除いていくと。そういった形で、多くの方々にご参加いただき、町としても多くの方々も巻き込みながら進めてまいりたいと思っております。まさに高橋聡輔議員のお

っしゃるような方向で、我々もこれから進めてまいりたいと思っております。よろしくお願
い
します。

○議長（早坂伊佐雄君） 高橋聡輔君。

○5番（高橋聡輔君） すみません、終わりと言ったんですが、最後に。やはりオリンピックの
事業というところで、町民の皆さん莫大な金額かかるんじゃないかというようなご心配もさま
ざましていると思います。その辺の情報を提供も、できるだけホームページ等々も活用してい
ただきながら、町内外の皆さんに情報を提供していただければというふうに思います。

2問目にいきたいと思います。大綱2問目としましては、行政評価及び事務事業評価の活用
についてということでございます。

昨今、さまざまな自治体で行政評価を用いた決算審議や、行政の説明責任、質の高い行政の
実現、わかりやすい客観的な指標を用いるために、事務事業評価の公表などを行っているが、
我が町での取り組み状況について以下の点についてお伺いします。

1点目としましては、行政評価の対象や目的、取り組み状況について。2点目といたしまし
ては、事務事業評価の取り組み状況について。3点目といたしましては、議会や住民への開示
についての今後の方針について。

以上の点についてお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） それでは、行政評価等についてのご質問、3点についてお答えさせてい
た
だきます。

まずは行政評価の対象や目的、取り組み状況についてというご質問ではありますが、行政評価
はまちづくりを進める上で必要な施策や事務事業について目標や方針がどれだけ達成できたの
か、どれだけ成果が出ているのかという視点で、客観的・具体的な指標を用いて評価し、その
結果を事業の改善につなげていくというものでございます。

本町においては、平成22年度から試行的に行政評価の取り組みを始めまして、1人1事業を
評価するというを基本とし、199件の事務事業についての評価を行いました。それ以降、
平成24年度まで試行評価を実施しながら制度の定着を図り、平成25年度から総合計画の体系に
基づき政策・施策実現のために実施している事務事業を対象として本格実施に取り組んできて
おります。また、町民の視点に立ち事業の継続や改善、あるいは廃止や統合など、今後の方向
性に関する評価が適切かなどについて外部評価委員会を設置し、検証を行っております。

初年度は、10件の事務事業を外部評価委員会に付議し、その意見を聞いて2次評価を決定し

ております。決定した2次評価内容については、客観性や透明性を高めるため町のホームページで公開をしておるところでございます。今年度は、平成29年度・30年度に継続して行っている事務事業を対象として実施しております。その結果、1次評価を行った事務事業数は221件で、内訳は一般事務事業76件、施設管理事業28件、補助事業117件となっております。補助事業の割合が全体の53%と、半分以上となっております。事務事業について、事業担当者みずから評価・検証を行い、成果や課題を明らかにし、PDCAサイクルに転換させ、業務改善に反映させることを目指して取り組んでいるところでございます。

2点目の事務事業評価の取り組み状況についてであります。ことしの8月に行政評価の実施について各課等に通知を行い、各事業担当者により221事業の1次評価が行われております。町の行政評価実施要項に基づき、各所属長が選定した2次評価に付議する事務事業について、行政評価推進本部の補助機関である16の所属の課長補佐級の職員で構成した行政評価推進本部会において検討を行っております。この部会では、1次評価の中から3件の事業を本部会議に付議する事業として選考し、10月25日に開催されました行政評価本部会議に付議しております。推進本部は、副町長を本部長、教育長を副本部長として、16の所属長から構成を行っております。

会議の結果、各事業について2次評価の意見が決定しております。行政評価の結果については、職員共有システムの全庁掲示板に掲示し、現在編成中の当初予算に行政評価結果を反映するよう通知したところでございます。また、町のホームページも更新し、情報の公開も行ったところでございます。

3点目の議会や住民への開示についての今後の方針についてというご質問でありました。今後の方針としましては、庁舎内で組織する推進本部で審議する2次評価の内容が事務事業の廃止、あるいは補助金の大幅な削減や廃止など、住民生活に少なからず影響が及ぶものについてはこれまでと同様に外部評価委員会に付議し、その意見を聞いて慎重に評価・決定してまいりたいと考えております。また、議会への開示につきましては、平成25年度の本格実施以降、その結果について総務建設常任委員会等において説明してまいりましたが、今後は全員協議会等でも議員の皆様方全員に説明したいというふうに考えております。

行政評価は、事務事業の評価をすることだけにとどまりやすい傾向にあるのではないかとという危惧もございますので、適切な行政評価を実施していくためには評価する職員の目的意識・コスト意識等の改善を図り、評価結果を事業の改善・改革・新たな企画立案に反映するなど、それにふさわしい評価手法を確立していく必要があるというふうに考えております。まさに、

P D C Aをしっかりと回していくことが大事だというふうに認識しております

今後は、町が行う行政活動の目的・達成目標・評価情報・評価決定過程をさらにわかりやすく町民に公表し、行政の透明性を高め、行政に対する理解の向上を図りながらさらなる協働のまちづくりを図ってまいりたいと考えております。

そのためには、他のさまざまな自治体の事例もございますので、そういったことなども参考にしながら今後とも行政評価にしっかりと取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくご指導のほうお願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 高橋聡輔君。

○5番（高橋聡輔君） 答弁の中で、詳しく説明をしていただきました。まさにこの行政評価というものの自体が、町長から答弁いただいたもののほかにアカウントアビリティの確立と申しますか、あとは行政の透明化というものを目的にしているというのも、あわせてこの導入の目的とされているものと思います。

モニターをお願いします。なかなか町長の答弁の中で、わかりにくい部分がございます。細かいところを見ていただきたいというよりは、今回一般質問するに当たりまして行政評価というところを見ましたところ、なかなかまだ上がっていない部分もございました。その中で、早速担当課並びに担当職員が近年の状況のものを載せていただいております。こういった形で事業体系ですとか、並びに町が実施すべき事業ですとか、事業効果が上がっているかどうかというような部分で判定をしていくと。その中で細かい事業、先ほど町長の答弁にありましたとおり、すみません、非常に見にくいです。見ていなかった。小っちゃいんだよね、すみません。

全事業に関してと申しますか、数字を読んでほしいというふうには思いません。こういった全ての事業において、対象並びに事業の財源ですとか妥当性というものがホームページに記載されております。こういったものを、もっともっと有効活用していくべきなのではないかという思いがございまして、今回この質問をさせていただいております。モニターは、もう結構です。

実際に他の自治体として、先ほど町長の中で庁舎内の課長補佐級の方々が実際のこの事務事業評価、並びに行政評価を行っているというようなお話がありましたが、他の自治体ではこれを実際に決算審査のときに審査資料として活用している自治体もございます。そういった他の自治体の例ございましたら、担当課長をお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。お答えをさせていただきます。

今回この一般質問をいただきまして、町のホームページを確認させていただきました。ここ3年間公表されていなかったということで、11月すぎに3カ年分まとめて掲載させていただきました。この場をお借りいたしまして、御礼とおわびを申し上げたいと思います。

それで、今行政評価ということでお話がございました。基本的には、これ職員が1事業につきまして1シートを提出するとなっております。平成22年度から24年度まで試行を行いまして、平成25年度から本格実施となっております。これまで1,530件のシートが提出されたと。重複する事業もございます。事業でございますけれども、先ほど町長からお話ありましたように一般の事務事業、これはイベント等も含めた事業、それから内部管理、施設の管理ですね、そういった評価、それから各団体への補助金、これが適正な補助金なのか、適正に事業を行っているのかというようなことで、各職員がそれぞれみずから評価をして、私のほうに上がってくるというものでございます。

そこで、それを取りまとめたものが先ほどの大きな表になってございますけれども、それをもとに各補佐級で組織します部会がございます。その中でいろいろ協議をしていただくと。改善の余地があるもの、事業成果として上がっていないもの等々を審査していただきまして、絞り込みをかけていただくということになりますけれども、それをもとに副町長が本部長、副委員長が教育長、担当課長等々で構成する本部委員会のほうで、またそれをさらに審査すると。繰り返しになりますが、少なからず住民生活に影響が及ぶもの等々もございますので、これは内部で審査というよりは外部の委員の皆さんにお願いをしてやっているというものでございます。先ほど平成30年度の評価の221事業について、議員さんのほうからモニターでお示しをいただいたところでございます。

私のほう、今申し上げましたように外部委員会に出して、基本的には内部で処理しているものもございますけれども、外部に出すものにつきましては影響が及ぶものということでございますが、近隣の自治体では1次評価シートを上げたものを外部委員会のほうに出しまして、その外部委員会でこの事業というようなことで選定して、それでその選定された事業におきまして聞き取りをやる、プレゼンテーションをやる。その上で評価をやっている自治体もあるやに聞いてございますので、先ほど町長も申し上げましたように、それらが有効な手法となればその辺の導入等々も考えながら今後検討してまいりたいと、このように思っております。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 高橋聡輔君。

○5番（高橋聡輔君） 今、町長並びに企画財政課長のほうから答弁いただきました。実際に外

部の判断、職員の皆さんの判断がどうかと言うつもりは決してございませんが、職員の判断と外部の判断とではなかなか事業効果にずれが生じる場合もございます。そして、我々議会の側としても、この事業に関してはどうなんだというさまざまな意見の、同じ尺度といいますか見解を持つためにも、こういった事業評価・評価内容・評価方法というところに関して、これを行っていくことによってずれといいますか差異といいますか、そういったものが少しでもなくなっていくのではないかというふうに思います。この辺の考え方について、町長ございましたらお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 繰り返しになりますけれども、やはり他の自治体でさまざまな取り組みを行っているようでありますので、ぜひそういったことを参考にさせていただいて、町民の皆さん方もなかなか町がやっている事業についてご存じない面もあるだろうし、その事業の評価ということのみならず町民の方々に知っていただくという面からも、やはり外部評価というものを活用するということは大事なことだろうというふうに思っておりますし、当然議員の皆様方も情報を共有しながら進めていければなというふうに思っております。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 高橋聡輔君。

○5番（高橋聡輔君） 今回平成30年度ですかね、上がってきた情報を私も見させていただきました。しかしながら、これは一般の町民の皆さんも、もちろんインターネットに載っているということは、見ていただくことはできると思います。非常に難しいといいますか、理解するのがちょっと難しいのかなという部分がございます。他の自治体の行政評価を見ますと、どういう基準でどういうふうになっているというのが、図解をして説明をしているというホームページの作り方をしているところもございます。そういったことをしながら、少しでも町民の皆さん、あるいは我々議員、あるいはさまざまな担当外の職員も見ていただけるようなホームページづくりというのが必要になってくるというふうに思いますが、その辺についてお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

ご指摘のとおり、やはり専門の職員以外は大分わかりづらい構成になっているのかなという点もあろうかと思えます。繰り返しになりますが、その辺も他の自治体を参考にしながら改めていきたいと思っておりますので、ご理解をお願いしたいと思えます。

○議長（早坂伊佐雄君） 高橋聡輔君。

○5番（高橋聡輔君） 実際行政評価、提案であり要望であるというようなところで、他の自治体を参考に前向きに検討していただくということしか、なかなか難しいところはございますが、今後財政さまざま厳しくなる中、行政評価の意義や信憑性が問われていくと。ましてや今度公会計システムに変更するというふうになった場合に、こういった指標というのは非常に効果的なものにもなってくると思いますので、ぜひ今まで以上に力を入れて開かれた透明性のある行政というものを目指していただきたいと思います。

また、こういったものが次年度、新年度予算に反映しているということになりますと、我々議会としてもこの新年度予算がどう組まれたかというところの基礎にもなりますので、ぜひこの辺について力を入れていただきたいという思いがございまして、今回この質問をさせていただきました。

時間が過ぎてしまいましたので、この辺で終わりにさせていただきたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 以上をもちまして、5番高橋聡輔君の一般質問は終了いたしました。

昼食のため、午後1時20分まで休憩といたします。

午後0時22分 休憩

午後1時20分 再開

○議長（早坂伊佐雄君） 休憩を閉じ再開いたします。

通告7番、7番木村哲夫君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔7番 木村哲夫君 登壇〕

○7番（木村哲夫君） それでは、通告しておりました2カ件について一般質問させていただきます。午後の眠くなる時間ですので、できるだけ眠くならないように頑張りますので、よろしくをお願いします。

まず第1点ですが、地方分権改革・提案募集方式の活用についてということで、地方分権改革・提案方式を活用して住民の声を聞きながら、地域の抱える課題を把握し、地域にふさわしい政策提案ができる職員の育成と、その成果を住民に還元し、魅力ある地域づくりに取り組む考えはないか、町長に伺います。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） 私も、皆さんが眠くならないように答弁をさせていただきたいと思いま

す。

地域分権改革、特にこの提案募集方式の活用について、余り実は知られていないだろうと思いますので、木村議員から貴重なご質問をいただいたことに感謝申し上げたいと思っております。

まず、この提案募集方式でありますけれども、地方分権改革の取り組みとして地方の発意と多様性を重視した改革を推進するため、個々の地方公共団体等から改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行うもので、内閣府が窓口となり平成26年から実施をしている事業でございます。現在町が行っております事業の多くは、国の法令等による制度をもとに実施されておりますけれども、少子高齢社会への対応や地域が直面する課題がそれぞれの地域によって異なるわけでございます。そういった中で、地方の実情に応じた提案により制度等を変えるということによって、より充実した住民サービス提供が図られるように必要な制度の改革、運用改善を進めることができるというものになっております。

これまで提案された件数、全国で平成29年が311件、平成30年が319件、提案をした自治体が平成30年度で313団体、うち市町村が256団体というふうになっております。例えば平成29年度には、放課後児童クラブの支援員の基準の緩和の提案がありまして、現在、厚生労働省で検討されるなど、検討を踏まえた見直しが厚労省でも行われているようでございます。

職員がそれぞれ仕事を進める上で、住民からの要望に対しての対応をしている中で、ときには制度に疑問を感じる場合もあると思います。そうしたことを具体的に提案できる、これは制度でございます。提案募集方式の制度自体については、まだ余り知られていないということでもありますので、改めて職員に周知をしてまいりたいというふうに考えております。提案まで至るかどうかわかりませんが、まずはやはりこういった制度があるということ職員が理解し、そして法令や制度の詳細も改めて学ぶ機会にしていきたいというふうに考えております。

また、この提案をする場合でありますけれども、市町村単独でということのみならず、共同提案ということも可能です。県と市町村、あるいは市町村の共同提案ということもありますので、例えば町単独に加えて大崎定住圏構想の中で提案するなんていうことも、1つの方法であるというふうにも考えておるところであります。そういったことも含めて、職員への理解促進を含めていきたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、この地域の課題解決、まちづくりを進めるに当たっては職員に負うところが大変多いわけですので、1課題に取り組みながら住民にわかりやすい施策展開を進め、住民に対して責任を持って説明することができる職員が求められておりますので、

職員の政策立案能力、そして折衝・交渉能力、コミュニケーション能力の向上も必要不可欠なものでありまして、こういった能力の育成などにも取り組んでまいりたいというふうに考えております。

そういった取り組みに当たりまして、やはりこの組織としての職員研修、採用、職場指導、人材活用、こういったことを総合的に取り組んでまいることが重要であるというふうに考えております。加えて、意識の改革ということも促していかなければなりませんので、市町村アカデミーなどでの研修とか、あるいは先進事例についての研修、こういったことを通して人材育成に積極的に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

この提案募集方式のことも含め、職員がしっかりと知識を持ち、そして住民の皆さん方とともに地域課題に取り組み、魅力ある地域づくりに取り組んでまいらなければならないというふうに考えておりますので、この制度についてもやはり職員が疑問を持って、疑問を持ったことをそのままにせずこれを国にきちんと提案をし、そしてそういった制度等も変えていけるんだということを認識してもらった上で、地域課題の解消・解決に取り組んでもらいたいと、そんなふうに思っているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） 今、町長のほうから制度について説明をいただきました。先ほどアカデミーというお話もありまして、議会のほうでもことしの10月29・30・31日と、滋賀県の国際文化センターですね、そちらのほうで町村議会議員研修ということで、地方分権と自治体の行政改革というのに行かせていただきました。せっかくセミナーに行かせていただいたので、それを少しでも役に立つように還元したいということで、質問させていただきます。

そちらの講義はいろいろあったんですが、特に内閣府の地方分権改革推進室の参事官・参事官補佐・主査と、実務経験に豊富な方々が来て実際缶詰状態になって、それぞれの持ち寄った自治体のテーマをグループ単位で話し合ったり、そういった研修を重ねてきました。

それで、ぜひともこの加美町でもこういったものに取り組んで、職員の方の少しでもプラスになればなということできょう質問しておりますが、そこでこういったものに取り組むと大変なんではないかなということをおられると思うんですが、このように資料といいますか、そのときの説明には書いてあります。地方分権改革は、地方の仕事をふやすのではなく、地域に即した住民サービスの提供、行財政の効率化を進める手法ですということ、決して仕事をふやすものではないということと、2つ目には提案募集方式は、地域が実際に直面する課題を解決するため、地方の発意で国の制度を変えるということが出来る手法だと。いろいろな事例を参

考にさせていただきましたが、ああ、こういうこともできるんだ、こんなこともやっているんだということで、まさに目からうろこの感じでした。

さらに、内閣府の有識者会議による伴走型支援ということで、自治体の規模にかかわらず意欲的に取り組むことができる環境を整備しているので、ぜひ活用してください、ならば、そちらに行って説明もしますと。もしくは、東京に来たときは分権室に寄ってくださいというぐらい、各省庁から集まったエキスパートの方々のお話でしたので、ぜひとも活用していただきたいというふうに、まず思います。

次に、この分権改革によって今までできないと思われていたことが、実はいろいろとできるようになっています。今回分権改革でいろいろ調べていったときに、公営住宅法の改正というのがありました。さまざまな分野があるので、今回はこれに絞ってちょっと調べてまいりました。地域主権一括法による改正後の公営住宅の制度ということで、大きく変わったのは入居資格に同居親族要件というのがありまして、原則として同居している親族ということで、一部例外はありますが、こういったものが廃止されております。これは、平成23年5月2日に公布されておりますが、加美町営住宅条例、もしお持ちの方は条例の第6条入居者の資格というところを参考にいただければと思います。

ここを一部読ませていただきます。加美町の条例です。第6条、町営住宅に入居することができる者は、法23条各号に掲げる条件を具備するほか、次に掲げる条件を具備し、かつ町内に住所を有し、または新たに住所を必要とする者でなければならない。(1)現に同居し、または同居しようとする親族(婚姻の届け出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者、その他婚姻の予約者を含む。以下同じ)があること。その後に2つ、3つとあるんですが、まずこの件です。既に公営住宅法の新旧対照表というのがありまして、こちらが先ほど条例に書いてあった法23条に掲げる条件の中で、もう既に入居条件はなくなっております。廃止されています。にもかかわらず、加美町の入居条件の中の一番先に、そのまま残っています。

ただ、これは廃止したとはいえ、各自治体によって条例でどうしてもその地域でこのようなものが必要だとか、こういう条件はつけ加えるべきだということで、もしかすると残しているかもしれませんが、法が改正されてどんどん分権改革が進む中で、その情報も町としては取り入れながら地域住民の生活向上につなげていかなければならないという中で、こういった実例があります。

数年前に相談がありました。単身の方で50代で、現在倉庫といいますか車庫といいますか、そういったところでひとり暮らしをしているんだと。所得も少ないので、町営住宅に入れ

かという相談があって、当然町民課のほうに相談に行きましたが、条例上60歳、そして単身ではだめだということもありまして、残念ながら入居はできませんでした。ところが、こうやって調べていきますと、もう既にこの条文は国の公営住宅法では廃止されております。こういったことに対して、町長の言われるイカノエに、前にもお話ししたんですがイカの中にフを加えて、住民福祉の向上という点からも、この部分の改正といたしますか、そういった困っている方にも入居可能な、例えばある程度の条件・縛りは必要だと思いますが、空いている公営住宅等でよければ入居できるとか、そういった条例改正等が必要ではないかと思いますが、まずいかがでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 議員おっしゃるとおり、地方分権改革はどんどん進んでいるんですね。自治体の事情にあわせて、自治体の裁量で決めること、その範囲も大分ふえてはきているわけです。しかしながら、まだまだ本町も含め、地方がそういった動きについていけないというところがあるかと思っています。ですから町といたしましては、今指摘のあった公営住宅法の改正に絡む条例の改正、こういったことも含めぜひこれは検討していきたいというふうに思っています。

イカノエは「イカの絵」なんですけど、町としてはいわゆる里山経済の確立ということ、それから健幸社会の実現。ですから、まさに健幸社会の実現の基本は、住ですので、衣食住しっかりとやはりこれは確保していくことが大事でありますけど、そういった視点からも条例の見直しというものが必要だろうというふうには考えております。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） ありがとうございます。

ほかにもおそらくいろいろとあると思います。ただこういったものを調べていたり、さまざまやるには、なかなか職員の方も大変だと思います。セミナーの中で愛知県豊田市の例をちょっとお話しさせていただきますが、これは市役所職員が実際に市民の方の要望とか現状を調べながら、それを何とかしていこうということで法律のハードルがあったり、さまざまなそういったものを検証しながら、それを先ほどの提案募集方式の中で行っていてそれも幾つか採用されたり、すばらしい活動といたしますか研究といたしますか、そういったことには市長が表彰すると、まさに一石三鳥ということで書かれてあります。人材育成にもなり、地域住民の生活にもプラスになり、職員の意識高揚等々、こういった制度をやっているところもありますが、町

長この辺、見習ってやっていくおつもりはありませんでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 国の法令の改正、法律の改正等を全部これを調べて、そして条例改正をしていくということは膨大な作業ですので、これは大変難しい話だと思っています。大事なことは、やはり職員が日ごろ住民と接していて、さまざまな課題・問題にぶち当たると思います。また、いろいろな要望もあろうかと思っています。そういったことを受けたときに、町の条例はこうなっているからできませんということではなくて、本当にそのことができないんだろうかと。もし条例が妨げになっているのであれば、条例を改正することはできるんだろうかと。じゃあ、その条例が依拠する法律がどうなっているんだと、そういったボトムアップといいますか、日ごろの中での気づき、こういったことが非常に重要だと思っておりますし、そういった職員がふえれば、当然これは住民サービスの向上につながると思っておりますので、ぜひそういった職員をふやしたいという意味からも、表彰制度というものも十分これは検討に値するだろうというふうに思っております。ぜひ豊田市の事例も、その他の事例もあるかもしれません。そういったこともちょっと勉強させていただきたいと思えます。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） そういったことをやるにも、まず職員の方々の今の仕事の状況を、ちょっと厳しい話になるかもしれませんが、町長少し仕事の進め方、その辺。例えば町長、やりたいこといっぱいあると思うんですが少し制限していただいて、逆にボトムアップといいますか、昔あったイチプロではないですけども、職員の方のほうから出てくるような方式、そのためにも例えばいろいろなイベントに休日を返上しながら、職員の方がビブスをつけながら、実行委員会でありながらほとんど町の職員の方々がやっている。そうすると、本来公務員として町民のためにいろいろやってあげたいということが、なかなか時間的に厳しくなるというふうなこともあって、そういういわゆる町職員の働き方改革といいますか、そういったものへも少し配慮をしていただいて、そういう住民の方といろいろな話をしたり、いろいろなものを見たり、そこから何かできないかという余裕といいますかね、そういったものをつくれるようなことに少し配慮いただけないかなと思えますが。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 全くそのとおりで思っております。決して職員の負担をふやそうと思っているわけではありません。イベントに関しても、見直しを図るように指示しておりますの

で、昨日もお話ししたようにやはりイベントに関しても統廃合といたしますか、そういったことも必要ですし、それから例えば主体を変えていくということも必要でしょう。それから、やはり町民のボランティアというものを養成していくということも必要だと思いますし、場合によっては隔年開催などということも必要だと思っておりますので、そういった負担を軽減すること、このことについては常に指示をしておるところでございます。

また、いろいろと関係者も数多くおりますので、なかなか町がこれを廃止したいと思っても、そう簡単に廃止できないものも実はございます。ですから、多少時間を要するものもあろうかと思っておりますけれども、町としてはそういったところ、ぜひこれは整理をしていきたいというふうな考えでおります。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） この件については町長から前向きな返答をいただきましたので、次に移りたいと思います。

中新田公民館の整備状況について伺います。中新田公民館整備検討委員会から答申を受けました。今後どのように進めていくのか、教育長並びに町長に伺います。お願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 教育長。

○教育長（早坂家一君） 教育長でございます。

ただいま木村議員から、中新田公民館整備の状況についてというご質問をいただきました。私のほうからは、答申までの経緯等についてお答えをしたいと思います。

中新田公民館については、老朽化による施設の改善や、バリアフリー化を求める声が以前よりあったようでございます。実際どのような声があるのか、今後の整備に必要となる問題点を把握するため、平成28年度に利用者アンケートを実施しております。結果としましては、配布427に対して回収されたのが318と、回収率75%でございます。アンケートの結果につきましては、約8割の方が新築または改修を希望していることから、中新田地区の生涯学習の拠点施設である中新田公民館の整備を検討するため、中新田公民館整備検討委員会を昨年9月の定例議会で設置条例を可決いただきまして、設置したところであります。

委員会につきましては、公募による委員も含め15人で構成しまして、昨年12月の第1回目を皮切りに本年9月まで全9回にわたりまして慎重かつ丁寧にご審議いただき、最終委員会では委員長から町長へ答申がありました。答申書につきましては、写しを議員の皆様にもお配りしているところでございます。

答申書は、整備を検討する意義に始まりまして、施設に求められる機能、運営の改善、周辺施設との関連性、建物と設備、総合的な判断として中新田公民館の生涯学習拠点である中新田公民館の将来像を示しております。また、施設のみならず周辺施設との連携強化を意識したランドスケープに考慮し、最優先課題としての取り組みが実現されることを望みますというふうに結ばれておるところであります。教育委員会としましては、答申にもありますとおり利用者の利便性を考慮して、できるだけ早急に整備することを望んでおります。

私のほうからは、中新田公民館の整備について、答申までの経緯等をご説明いたしました。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 今、教育長からありましたように、町のほうに中新田公民館整備検討委員会のほうから答申がありました。未来を見据えた公民館の実現に向けてというふうなことであります。まさに検討委員会の方針の中身は、必要な未来の公民館の姿であろうというふうに、私どもも理解をしているところでございます。そういったことから、検討委員会でも新築ということが望ましいというふうなお話もいただいておりますので、ぜひその方向で整備をしていけばよろしいのではないかとというふうに考えております。

また時期でございますが、この中新田公民館は年間2万8,000人ぐらい利用されている、町の中で最も利用者数の多い公共施設でもありまして、そしてその利用者の多くが高齢者でございます。この割合はどんどんふえていっているわけでありますので、やはり早急なバリアフリー化ということが必要だろうというふうに思っておりますので、平成31年度に設計業務を経て、平成32年度建設が望ましいのではないかとというふうに考えております。

また場所でございますが、利用者の安全ということ考えた場合に、駐車場から施設へ町道を横断せずに行けるということのほう望ましいんだらうというふうに思っております。先ほど申し上げましたように、高齢者の方が多いということ、あるいは多世代の利用ということも考えていただきますから、そうしますと小さなお子さんを連れた親御さんなどということも想定されるでしょう。そういったことを勘案し、現体育館との接続や体育館を将来整備することなども考え、中新田体育館の東側を適地というふうにしておるところでございます。

また設計業務委託につきましては、やはり設計者の想像力、技術力、経験等、こういったことを適正に審査し、その設計業務の内容に最も適した設計者を選定するプロポーザル方式が望ましいのではないかと、そんなふう考えているところでございます。

また、あゆの里物産館についてでありますけれども、これは新公民館には併設しないという方向で考えております。どうするかということについては、建物解体時までには十分検討時間ご

ざいますので、検討していければよろしいのかなというふうに思っております。そういったこととご理解いただきたいと思えます。

○議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） まず公民館というのは、非常にこれから重要になってくると思えます。

今、旭地区で進めているような地域コミュニティーの活動拠点としても各中央館、さらに地区公民館と、今後とも重要な役割を果たしていくんではないかという思いは確かにしております。

先日全員協議会でいただいた資料をもとに、少し深めながら質問させていただきたいと思えます。資料をお持ちの方は6ページ。まず一つずつ整備のあり方、時期についてということで、まず新築案ということについては私自身は理解ができるなど。その根拠として、6ページにあるこの対比表を見ますと、工事金額の新築案と大規模改修案の差額というのが出ております、1億9,750万円と。その総工事費、新築の場合の7億7,550万円を60年間で割ると、年当たり1,293万円。大規模改修のほうの5億7,800万円を30年間で割ると、1,927万円になります。その差額634万円で、先ほどお話しした新築と大規模改修の差額をこの1年間の差額で割ると、約31年ぐらいでペイするといえますか、そうやって考えれば60年長く使ったほうが、長期的なコストとしても有利でないかという報告書どおりかなというふうに感じております。

その次に、公共施設等の総合管理計画個別計画の位置づけがまず必要ではないかなと。平成30年度内に計画を目指すということで進めておりますが、この状況についていかがでしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

加美町の公共施設等総合管理計画、こちらは平成28年度に策定をしておりますが、それを受けまして個別計画というような形で進めるというようなこととしておりました。議員おっしゃるように、以前の説明におきましては平成30年度中をめどにというふうなことでお話しをさせていただいたところでございますが、やはり個別計画の部分については膨大な施設がありまして、そういった部分について調整を図っていく必要があると。

あともう一つは、国のほうからも以前は余りありませんでしたが、昨年2月にまた個別計画の中でより詳しい部分を設定するよというふうなことの通知もきております。そういったことも踏まえまして、国では今、平成32年度中というふうなことを言っておりますので、町としましてもなるべく早くということは考えておりますけれども、そういった平成32年度までの間にというふうなことに修正をさせていただきたいと思っております。

また、個別計画をつくるに当たっては、今、町は総合計画の後期の計画、そちらとの整合性

であったり、あるいは新町建設計画との整合性、そういったものもあわせてやっていく必要があるというふうに思っておりますので、そういった部分の整合等も図りながら個別計画の策定を進めていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） 今、平成30年度が平成32年度に延びたというお話ですが、確かに膨大です。きのうの新聞、大崎タイムスによりますと、登米市のことが書いてありました。登米市の公民館や学校、市営住宅などの公共施設の是非を市民が議論する公共施設を考える会の第2回の会議があったということで、250の公共施設を廃止すると。それをまとめて町のほうに提案して、町のほうで今度それをさらに検討すると、こういった動きもあります。なかなか加美町のほうでは平成30年度を目標にということで、ずっと前からお話しはしているんですが、大変であってもこれを決めないとまちづくり全体が、この町をどのようにしていくのか、どの施設を残し、どの施設を廃止していくのか、統合していくのか、そういった観点にまず立った上で本来公民館の役割、じゃあどこに、どのように、どのぐらいの内容でということが本来は必要だと思いますね。

ただ、以前に公共施設の総合管理計画でいただいた資料によりますと、中央公民館は各旧3地区の一番中心となるところの築年数を見ますと、中新田公民館が築45年、小野田公民館が築14年、宮崎公民館・生涯学習センターが築10年という状況になっております。そういった点からまず中新田公民館の築年数だけでは図れない劣化といいますか、雨漏りとか使い勝手という点では確かに答申のように急ぐ必要があると思います。ただ、まちづくり全体を考えた上でどうなのかと。さらにつけ加えますと、地区公民館も既に広原地区公民館が築41年、鳴瀬地区公民館が築43年、西小野田地区公民館が築44年、鹿原地区研修センターが築38年、これは賀美石なんですけれども農村環境改善センターが築37年、旭地区公民館が築42年と、地区公民館もかなり築年数としてはたってきています。

先ほどお話ししたように、町長が今進めております地域コミュニティーを中心としたまちづくりという点からいくと、こういったものの整備もいずれ必要になってきます。そういう全体の計画が、やっぱり本来あるべきでないかなというふうに思います。

それと、この後に続くんですけれども、中新田体育館は築40年、中新田小体育館ですね、剣道や柔道をやっている、これは築44年、中新田文化会館が築38年という状況です。やはり、建物の築年数だけでははかれないんですが、いずれどの施設を残しどの施設をやめるとか、そう

いったことをさまざま考えていかなければいけない時期になっていると思います。

まずこの辺について、町長でも総務課長でも見解あればお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

議員おっしゃるとおり、今回の公共施設総合管理計画における個別計画というのは、まさにそういった全体の施設を見ながら、それを今後どうやって進めていくのかというようなことが具体的に出てくるのが個別計画というふうに認識しております。ただ、全ての施設において、本来であれば1個ずつ今の中新田公民館のような検討委員会を立てながら、ある程度個別にそれぞれの施設について検討をすべきであるというところがあると思うんですけども、ただそういったことまではできないというふうには思っておりますので、ある程度の大きな目安としての部分を個別計画の中でお示しできればというふうには思っておりますが、その部分というのは先ほどもお話ししましたけれども少し時間がかかるというようなことは、進めていきながらあとはある程度の形をつくった段階でも住民の皆さんにもお示しをして、議員の皆さんにもお示しをしてご意見をいただく、いろいろな過程をやっていく必要があるのだなというふうに思っておりますので、そういった部分で時間がかかってしまうというようなところはあるのかなというふうに思っております。

ただ、あとは今回町としても進めていきたい事業というような中で、中新田公民館についてはより具体的な検討委員会等を立ち上げて、皆さんからご意見をいただいた上でこういった形で進めていきたいというふうなことがありましたので、そういった部分を個別計画に逆に反映させ、あとは全体の調整というのか当然出てくると思いますので、その辺でご意見をまず進めていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） わかりました、大変なところですけども何とか一歩でも。確かに中央公民館はある意味では住民の方の活動拠点でもありますので、そういった意味から早く進めたいという思いもよくわかりますので、できるだけ並行しながらといいますか、進めていただくと非常に助かります。

それでは次に、整備の場所について。すみません、モニターお願いします。

これは、Googleからの写真です。先日全員協議会でいただいた資料だと、7ページの整備の場所について。このうち2つの場所について、少し検証しました。1つはバッハホール

東側造成案、これは用地買収が難しいということでした。そして最後の体育館東側隣接案ということで、これが今現在とといいますか町のほうでここが適地ではないかというお話で、全員協議会では提案いただきました。その最後に、今後中新田体育館を整備する場合の接続も可能であるということが記されておりました。

総合管理計画とも当然絡むんですが、ちょっとこのところを見てください。これは、現在です。これは、提案いただいたいわゆる体育館の東側です。それで、これの東側に仮に体育館を使いながら新しい体育館を建てる場合、このようになります。全く同じものを移しただけです。まず近隣、隣の民家との離れがとれません。さらに、公民館との距離もとれません。そして、現在ここには民間の住宅もあり、どんどんこの辺も造成が始まっております。まず、こういう状態です。やはり、もともと体育館は田んぼとか学校があった状態のところ而建ったんですが、今この地域は市街化といいますか、どんどん住宅地が広がってきております。それで、現在と同じものを建てても、このぐらいの余裕しかありません。果たして、これで体育館もこのゾーンにつくれるのかどうかという疑問を感じました。これは、ぜひ今後検討していただきたいと考えております。

次に、こちらがバツハホールの東側の田んぼを買った案ということで提示していただいたものです。これを体育館の建てかえということで、現在の体育館の東側、実はもう少し左には寄るんですが、一応民家から駐車場を3列、4列分ぐらいを離して建てました。ただしこれも実際、中学校のグラウンドからこちら側は民有地です。こういった高い建物を建てたときに民有地との関係、この辺も今後考えていかなければならない問題だと思っています。その辺も含めて、検討する必要があると思います。

またちょっと戻りますが、町から提案をいただいているこの案でつくって、ここに入らない。もうちょっと大きな体育館をとということで、例えばこちらの田んぼを後で買ってここにとした場合、実際はかってみますとこちらの今建っている敷地の長さ、こちらの長さでは5メートルほど、この図面上では違います。こちらの南のゾーンが幅が狭いんです。そうすると、この部分に体育館を建てるということは、今の体育館のサイズでは入りません、幅が。そういったことも、ましてバツハホールも築38年でこれから、途中改修はしておりますけれども、どのぐらい使えるか、それをその後どうするか、やっぱり30年、40年先を見据えてこのゾーンの使い方をどうするか、そういうところをもっともっと検証した上で場所を決めていかないと、急いで建てて後で、あれ、次のをやるときに何もできないという話にならないようにぜひしていただきたいと思いますが、これについて答弁あればお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（遠藤 肇君） 生涯学習課長でございます。

今議員さんのほうからご指摘いただいた部分に関しましても、そうですねということで感じてございます。それで私どもで、最終的に町のほうで東側がいいのではないかとということになった部分に関しましては、やはり今の背景があるということでございます。それは、これまで公民館があつた場所にあり、皆さんがあつた場所の認知度が非常にいいということで、ぜひあつた場所という、エリアとしてあつたという部分でございます。先ほど来からいろいろアンケートのお話も、8割の方がやはり直してほしいというお話があり、あと場所的にもそのエリアということであり、その中で検討させていただいたということでございます。

体育館・バツハホール、どちらも一度改修してございまして、それが30年後になるのか20年後になるのか、それは現段階ではちょっと私の口からは言えませんが、ただ当分は大丈夫であろうというふうな認識ではございます。それは、建物の年数ということではなくて、一度改修をし、それなりに体育館の関係に関しては平面的な問題はないということでございます。あとバツハホールに関しましては、バツハホールの設備自体も含めて問題はないということで、そういう意味で利用勝手が悪いということではなくて大丈夫だろうということで、まだまだ大丈夫であろうというふうに思っているというところです。

公民館に関しましては、やはり利用勝手が悪いということで、皆さんからご指摘をいただいているということです。特に、2階のトイレなどから男女兼用という、今どきそういうのがあつたのかというようなご指摘もいただいております。あと、いろいろバリアフリーの問題、先ほど来からお話しをしておいででございます。そういうものを、早い段階で改善をさせていただきたいということで、この東側の部分の提案を現在させていただいているということでございます。

繰り返しになりますが、議員さんから言われる部分わかりますけれども、その部分を今からこの現在の経済情勢の中でどこまでできるのか、簡単に言いますとその場所でない場所というような意味合いで今理解をさせてもらったんですが、そのものが今この時点ではちょっと大分話としては厳しいのかなということで、担当課としては現在のエリアの中で何とか整備なりを進めていただき、早くに住民の方々の要求なり利便性の向上に努めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） ちょっと課長の答弁で確認が必要なんですけど、決してこのゾーンとかこ

のエリアがだめだということは言うておりません。このゾーンの中でやっていくには、どのように長期的な視点に立って建てるべきなのかということなので、この場所以外ということは当然提案ありませんし、考えておりません。その中で、検討委員の方と個別に何人かともお話ししたり、ご意見も伺っていますが、まず一般の方もそうなんですが駐車場が、毎回ではないんですが、イベントが続くと駐車場が足りないという声があります。それと、この真ん中の通りというか、ここを公道ではなく中の道といいますか、そういったものにできないかという話も確かにあります。交通量をなくして、できるだけ安全に全体を使えないかと。そうした場合には、この状態ですとここは民地ですので、当然この民地に入ってくる道路が必要なので、それはできないと思います。

ただ、土地を買うということのよしあしは、財源の問題、財政の問題からも議論をしていただきたいんですが、ここまでのゾーンだと当然この民地はこちらからの道路のアクセスなので、それ以外の部分は一体として使えるので、もう少し自由度のきいた、例えば車も通れるけれども余り頻繁にメインの道路的な扱いでなくするとか、そういったこともできないのかという検討委員の方のお話もちよっとありました。

それと、やっぱり緑地帯とかくつろぎのスペース、例えばこの辺にちょっと今植栽はありますが、多少公園的なものとか、バッハホールに入ってくるアクセスとか、さまざまそういったもう少しゆとりの空間といいますか、くつろぎのスペースも必要ではないのかというようなお話も聞いております。

それで仮にここの田んぼを5反歩、5枚ほど買ったとして、一般的な市場をお伺いしました。田んぼを売りたいという場合は、大体500万円ですと。買いたいという立場だと、700万円ぐらいですと。当然そこから造成も必要なんですけれども、仮に700万円だとして5枚買って3,500万円と。企画財政課にお伺いしますと、起債も可能だということで、町の土地が余っている状態の中でさらに買うのはどうかという話もありますが、このゾーン全体を生涯学習の拠点とするのであれば、もう少し土地の購入も含めて考えてもいいのかなという思いもしておりますが、これは非常に議論が要ると思います。その辺で答弁ございましたら、お願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 十分検討させていただきたいと思っています。

正直申し上げまして、やはり体育館で開催するイベントというのも、スポーツ大会もかなり多いんですね。県レベルの大会がかなり開催されておりますし、バッハホールもご承知のとおり稼働率九十何%でございますので、やはりこの2つの施設のイベントがぶつかりますと、本

当に駐車場が足りない状況で、お客様には遠方から来る方々いらっしゃいますので、大変私も申しわけないという気持ちがあります。やはり、駐車場はもう少しあったほうがいいのかというふうな考えが、一つにはあります。

それから、議論の中で議員がおっしゃったように、やっぱり緑地帯があったほうがいいのか、あるいは本当にこの道路を町道として一般車両が自由に往来できるようなままでいいのだろうか。もっと1つのブロックとして、そして考えたらいんじゃないかというふうなご意見もあったということも、当然お伺いしております。ですから、そういったことも踏まえながら、やっぱり検討していく必要あるんだろうというふうに思っております。

貴重なご提案がありましたので、もう少し内部のほうで検討させていただければと思いますので、よろしくお願いします。ありがとうございました。

○議長（早坂伊佐雄君） 木村哲夫君。

○7番（木村哲夫君） ありがとうございます。

それで、今こちらの要するにバイパスですね、色麻上多田川線ですか、下多田川ですか、すみません。こちらかなりメインになっていまして、遠くから来るバスとかは当然こちらの道路をかなり通ってくるんですが、とてもここから入れないのでぐるっとこちらとかこちらから回ってくる状態もありますので、そういった遠方から来る大型バスの関係、当然道路のこの部分は拡張できるように一川分は町でもう購入されているというお話は聞きますけれども、そういったアクセスの問題も含めて十分な検討をお願いできればと思います。

最後になりますが、こちらの全員協議会での資料の最後に、終わりにというところに未来を見据えた公民館ということと、町民の意見に十分耳を傾けながら、町の新しい地域創生に寄与する公共建築物として早急に整備してくださいということもありますので、この辺は皆さんで協力しながら少しでも早く実現できるようにとは思っておりますので、幾つか問題点を提起したつもりですので、その辺を十分ご検討いただければと思いますが、最後にどなたか返答いただければ。よろしくお願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 十分検討させていただきます。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 以上をもちまして、7番木村哲夫君の一般質問は終了いたしました。

暫時休憩いたします。午後2時30分まで休憩といたします。

午後2時15分 休憩

午後2時30分 再開

○議長（早坂伊佐雄君） 休憩を閉じ、再開いたします。

通告8番、1番味上庄一郎君の一般質問を許可いたします。ご登壇願います。

〔1番 味上庄一郎君 登壇〕

○1番（味上庄一郎君） それでは通告に従い、大綱1問の質問をさせていただきますが、傍聴席の傍聴者の多さに、久々に心がドキドキしております。緊張感を持って、質問させていただきます。

大綱1問ですので、町長の町政に対する姿勢と考え方についてということで、非常に大きな質問でございます。内容も多岐にわたるかと思えますけれども、よろしく願いいたします。

この質問をするに当たりましては、私のところに寄せられた多くの町民の皆さんが今一番聞きたいことということで、抜粋をさせていただいて質問させていただいております。9月の決算議会が終わった後の一部の新聞報道には、私ども議会が感情的になって、あたかも町長をいじめているような報道もございましたが、まことに心外であり、そのようなつもりで質問しているわけではございませんので、よろしく願いしたいと思えます。

昨年とことしの9月定例会におきまして、平成28年・29年度の一般会計決算が2年連続の不認定となりました。さらには、平成30年度の一般会計予算も修正可決という結果でありました。新年度に向けまして、町政に対して町長の姿勢と考え方について、以下の点を伺います。

まず1点目は、2年連続の一般会計不認定と、平成30年度予算修正可決という結果をどのように受けとめておられるのか。

2点目、新年度の一般会計予算について、これまでの見直しも必要と思えますけれども、どのような方針で臨むのか。

3点目は、前副町長が2年連続不認定に対して、一定のけじめをつけるということで辞任をされましたが、予算編成に影響がないのか。

そして4点目でございますが、この4点目につきましては私通告してから今定例会の議案書に人事案件というものが載りましたので、この件につきましては一応通告しておりますので質問はいたしますが、答えられる範囲でお願いしたいと思います。副町長の人事はどのように考えておられるのか。

そして、最後5点目でございます。昨日の三浦副議長から譲っていただきました質問でございますが、このような現状でありますけれども、猪股町長におかれましては3期目に出馬の意

欲があるかどうか、明確にお答えをいただきたいと思います。

以上5点、よろしくお願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

〔町長 猪股洋文君 登壇〕

○町長（猪股洋文君） それでは、大変重い5点について答弁をさせていただきたいと思います。

まず、1点目の2年連続の一般会計決算不認定ということについて、また今年度予算が修正可決であったということについて、どう受けとめているかというご質問でありました。通告2番の三浦又英議員の一般質問でもお答えさせていただいたように、大変これは重く受けとめておるところでございます。

議会からしっかりと成果を上げるようにと、もっと頑張れというふうなことであろうというふうに思っておりますので、ご指摘のあった音楽のまちづくりやアウトドア関連に関して、徐々に成果は出てきておりますけれども、しっかり当初の目標を達成できるように頑張っていきたいと、そんなふうに思っているところでございます。また、地方創生事業に関しましては、町としてもスピード感をもって事業を行ってまいったところでございまして、議会をはじめ皆さん方にも十分な説明が不足していたというご懸念に対しては、これはもう十分我々も率直に反省をし、皆さん方にもしっかりと説明責任を果たしてまいりたいというふうに思っております。

また、町民の意見、議員さんの意見にもしっかりと耳を傾けながら、至らない点たくさんありますので、学びながら事業の推進を行ってまいりたいと、そんなふうに考えているところでございます。

また修正に関してでありますけれども、中新田の公民館の建設に関する基本設計委託料、議会への十分な説明がない状況で予算案として上程してしまったということに対しては、我々も大変反省をしているところでございますので、今後決算・予算でこうした事態が続くことのないように、町民の皆さん方にもご心配かけることがないように、しっかりと町政運営に当たりたいと、そして皆さん方にも丁寧に説明をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいというふうに思っております。

2点目の新年度の一般会計予算について見直しも必要と思うが、どのような方針で臨むのかということではありますが、このことについても三浦又英議員の一般質問で既に答弁をさせていただいておりますが、まずはやはり新年度の予算編成に当たりましては、普通交付税の一本算定の意向というものが非常に大きいわけでございます。一般財源のさらなる減少が見込まれま

すので、歳入の減少に対して、持続可能なまちづくりを支える財政基盤を確保するということが重要であるというふうに認識をしております。

そのためにも、一つ一つの経費の必要性を見直し、ゼロから積み上げていくゼロベース方式を新年度も採用し、徹底した歳出経費の抑制を指示しております。また事業の質の改善、これを図るため事業収益の設定及び優先順位づけ、事業の選択と周知を徹底することも指示しておりますところでございます。

平成29年度決算の決算審査特別委員会の総括質疑における音楽のまちづくりなどの政策執行に関するご指摘、さらには平成30年度一般会計予算の修正可決の反省を踏まえまして、慎重に予算編成に当たるよう留意してまいりたいというふうに考えております。

また、木村議員のご質問にお答えしましたように、さまざまなイベントに関しては整理・統合、あるいは隔年開催なども含め、町だけでは決められませんので、関係団体から意見を聞きながら、イベント運営のあり方なども検討しているところでございます。事業によっては、やはり調整に時間を要することも考えられますので、全て新年度に反映できるというわけではありませんけれども、できるものから新年度予算に反映させていきたいと、そういったことで今調整をしているところでございます。

続きまして3点目、副町長が2年連続不認定に対して一定のけじめをつけるということで辞任されたということで、予算編成に影響はないかというふうなご質問でありました。

吉田 恵さんにつきましては、私の就任当初から7年と2カ月にわたり、私の右腕として尽力をいただきました。心から感謝を申し上げているところでございます。また職員の指導、議会との調整役、さらには加美町振興公社の社長として、合併以来の課題でありました3公社の統合、これにも手腕を発揮していただきまして、統合もなし遂げることができました。副町長に就任してから、ほとんど私的な時間はなかったのではないだろうかというふうに思っております。本当にご苦労さまと、ありがとうございましたと申し上げたいと思っております。

私も全幅の信頼を置いておりましたし、議員各位も思いは同じだろうと思っておりますけれども、責任感の強い方でしたので、辞意を固めるに当たりましては相当な葛藤があったのではないかというふうに思っております。これまでの功績に敬意を表し、改めて深く感謝を申し上げる次第でございます。

後任の副町長が着任するまでの間、私を初め職員一丸となって町政運営に努めてまいりたいと考えております。町政を停滞させることなく、現幹部は大変経験を積んだすばらしい職員たちでございますので、また若手も大変心強い若手たちが育ってきておりますので、職員一同一

丸となって町政運営に臨む覚悟でおりますので、議員各位のご指導も賜りながら議会と執行部両輪となってまちづくりを進めてまいりたいと思っております。よろしくご協力のほどお願いしたいと思います。

職員の人事についてのご質問であります。議案のほうに出ささせていただいております。味上議員は剣士でございますが、剣道でなくちょっと相撲のことをお話しさせていただきたいのですが、この相撲というのは立ち会で相手との呼吸が合わないときにはあえて立ち会いをせずに、仕切り直しという剣道にはない、そういう作法といいますかあるわけでございますので、町政においてもそういうことも必要なのかなというふうに考えておりますので、ご理解いただければというふうに思っております。

5点目の3選出馬の意欲はあるのかということですが、これもちょっと相撲を引き合いに出させていただきたいと思っておりますけれども、私、貴景勝ですね、見事優勝されたわけですが、貴景勝というのは22歳でして、私のちょうど3分の1しか人生経験がないわけですが、毎回コメントを聞いていまして私も大変感心をしたところです。目の前の一番、一番に全力を出すということ、彼はずっとそれを言い続けてきて、結果的に優勝したわけですが、どうも彼は自分を育ててくれた師匠に恩返しをするためにいい成績を残したい、そのために一番、一番に集中してきたと、そういったことだったようでございます。

私の現在の心境もまさしく同じでございます。町民の皆さん方、そして私を育ててくれたこのふるさとに恩返しをするために今日の目の前の課題に、そして町が取り組んでいる事業一つ一つに全力で取り組んでいくということが一番大事なことだろうと、そんな思いで仕事をさせていただいておりますので、ご理解いただければというふうに思います。

以上、5点についてお答えさせていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 相撲の話ですね、何か少し立ち会いが私と町長合わなかったような、そんな感じでございますが、質問時間内に気持ちが変わりましたら、この5点目についてもう一回お答えいただければと思います。

それでは、町政に対する姿勢ということですが、それぞれ町政の課題などについて少し細かく聞いてまいりたいと思います。

決算審査不認定、2年連続ということでございます。決算審査は、議会が決定いたしましたこの予算を適正に執行されたかどうかということ審査するとともに、各種資料に基づいてその行政評価を評価する極めて重要な審査でございます。不認定になって影響がないということ

ではなく、その辺の認識を新たにすべきと思います。

その中で、不認定になった要因の1つ、株式会社国立音楽院の誘致のことではありますが、町長は定住促進につながったとしておりますけれども、住民票を移してもらうために家賃の補助、あるいは地域商品券を支給するなどの買い物の補助ということでしております。一時的には数はふえるというふうに思いますけれども、実際ふえてはおりますが、将来的に永住するということにはちょっと考えにくいと私は思うんでありますが、その辺の所見がありましたらお願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず、この学校が来るということは、若者たちが移り住んでくる、通ってくるということでありますので、それだけでもそれぞれの自治体にとっては、大変大きなプラス効果があるのだろうというふうに思っています。通常の学校、今ほかの市でも高校を誘致してというふうな動きがあるようでありましてけれども、この方々はほぼ間違いなく3年終われば、ほかに移っていかれるんだろうというふうに思っております。

国立音楽院の卒業生も、それぞれ就職で他に移っていかれるという方々も数多くいらっしゃると思います。それは事実だろうと思っております。ただ少なくとも2年、多くの方は3年コースでありますけれども、加美町に住んでいただく、そしてその間加美町の方々とさまざまな交流をしていただくと、こういうことでその方々にとってこの町が第2のふるさとなる可能性が、私は十分あるんだろうというふうに思っています。仮にお仕事の関係でほかに移転したとしても、そのような町民との交流を行うことによって、また自分の第2のふるさとに遊びに来るという、そういったことは十分これは考えられるというふうに思っております。

またもう1点、この方々に住んでいただく、1人でも多くやはりこの町に住み続けていただくという努力、これは必要だろうというふうに思っております。その際、じゃあ何をなりわいとして、この町で暮らしていくかということが重要な点でございます。1点は、数多くはないと思いますけれども、国立音楽院の学校の中に管楽器の修理工房、これを設置することになっています。東京本校では、既に卒業生たちがそこを職場として働いているわけでありまして。国立音楽院としても、この宮城キャンパスの中にも管楽器の工房をつくる予定にしておりますので、ぜひそこで何人かの学生さんたちは働き続けていただければよろしいだろうというふうに思っております。

また、私が提唱しているうちの1つは、ぜひ半農半音楽という新しい暮らし方、こういったことを町で実現しましょうというふうな呼びかけも、提案もしております。国立音楽院の生徒

さんたちの中で、この町で農業もしながら音楽の仕事もしたいというふうな若者たちがいれば、卒業後に地域おこし協力隊員として受け入れて、しっかり3年間農業の研修もしていただき、6年かけて3年は音楽に専念し、3年は農業プラス音楽の勉強も引き続きやっていただいて、6年かけてそういった半農半音楽な暮らし方というものを実現していければよろしいのかなというふうに思っています。そのために、実は国立音楽院の卒業生で福島県でキュウリ農家をしていながら音楽活動、楽器の製作などをしていらっしゃる方がおまして、この方も臨時講師として月に数回いらっしゃって生徒たちに授業をしていただいておりますけれども、ぜひそういった新たなライフスタイル、そんなものもぜひ築いていただいて、この町に定着をしていただければというふうに思っております。

また音楽療法科がありますので、ぜひ福祉施設は大概人手不足でありますので、ぜひ町内の福祉施設に就職をされ、そしてそこで音楽療法を実施していただくことによって定着が図られ、また福祉の向上にもつながっていくんだらうというふうに思っておりますので、そういったところを町としても支援をしながら定着を図っていきたい。また、町民の皆さん方にも、ぜひさまざまな形で国立音楽院の生徒さんたちと交流を図っていただいて、この町を第2のふるさとと思っていただけるように取り組んでいただければ幸いであるというふうに思っております。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 町長の答弁は、この国立に関してはその効果ということ、そのように毎回承っておりますので、おっしゃることはよくわかります。

ここで、ちょっと4月の新聞に載りました第38回少年の主張大崎地区大会ということで、小野田中学校の生徒が優良賞をいただいた作文が掲載されております。ちょっと読ませていただきます。

「住みやすい加美町にするために」というタイトルであります。皆さんは30年後の加美町を想像することができますか。また、30年後も加美町に住んでいたいと思いませんかという書き出しで始まっております。その文中で、昨年3月に開校したという国立音楽院のことが書いてございます。猪股町長のお話から、音楽学校が開校することを知りましたということで、町長の力の入れ方をちょっと文中にありますけれども、音楽だけで加美町に人が集まり、課題を解決することができるのでしょうか。私は、音楽だけでは簡単に解決できないと思います。なぜなら人口をふやすためには、加美町に人を呼び寄せることよりも、今現在加美町に住んでいる人たちが加美町からいなくなってしまうようにすることのほうが大事だと思うからです。

特に大人の女性がいなくなってしまうと、その人の子ども、そしてその子どもと、未来の加美町の人口が一気に減っていますというような内容でございます。

最後のほうに、住みやすい町にするためには、自分が思う住みやすい町は3つありますということで、子育てをしやすい町、2つ目が交通の不便がない町、3つ目は環境がよく、きれいな町というふうに作文に載っております。

この作文を見まして、非常に私も感銘を受けました。我々大人は、さまざまな利害関係を考えて行動する、考えるということがございます。私もそうであります。しかしながら、今加美町にいる子どもたちがこのようなことを考えているということについて、町長どのように感じられますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 私もその少年の主張ですね、読ませていただきました。大変すばらしい、しっかりした考えを持っていらっしゃるお子さんだなというふうに思っております。また、大変心強くも思っております。そういったお子さん方が、この加美町を将来背負って立つわけですから、大変ありがたくうれしく思っております。

常々私申し上げておりますけれども、ガンジーの言葉を何度か引用させていただいておりますけれども、私たちは現在を生き、未来をつくる。たとえその未来に私たちがいなくとも、その未来には子どもたちがいるからと。ですから絶えず、今30年後というお話ありましたけれども、そういった未来のこと、今の子どもたちがまさにこの町の主役として町を担っていくその姿、そういったことを頭に置きながらまちづくりを進めることが大事だというふうに思っております。

ですから、当然私も音楽だけで解決するとは思っておりませんので、何度も申し上げますように、イカノエ戦略ということで、やはりよそから呼び込むということも大事だと思っております。移住・定住の促進、おかげさまで皆様方のご理解のもと予算がつけられ、そして職員が一丸となって取り組んできたおかげで平成27年度から、きのうも申し上げましたように123名がこの町に移住してきたということ、これは大変大きなことだろうというふうに思っております。この歩みをとめるべきではないというふうに思っております。

またこのお子さんがおっしゃるように、やはりこの町から出ていかないように、住み続けたいと思っていただけるような取り組み、やはりこの両面作戦が必要でございますので、住ま居る補助金もこれは町内の方も対象にしておりますし、それから子育て世帯向けの宅地分譲、これも半分以上は町内の方がお買い求めいただいているわけでありましてけれども、この方々も町

外に家を建てるのではなくて町内に家を建てて子育てをしていただきたいという思いで、宅地分譲も行っているところでございます。また、医療費18歳まで無料化も、これも県内では大衡村に続いて2番目に加美町は実施してまいりましたし、出産応援祝金なども充実させたり、そういう子育て支援もしてきたところでございます。

こういった総合的な対策を講じて、この地域に住み続けていただくように、そしてよそからもこの加美町に移り住んできたいと思えるような、そんなまちづくりを今後とも行ってまいりたいと思っています。

いずれにいたしましても、こういったまちづくりについて真剣に考えている中学生のお子さんがいるということ、大変私もうれしく思っているところでございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 国立音楽院の開校については、私たちも賛成した責任がございます。

その中で、昨日の冒頭の不認定に対する報告の中で、PR活動をもっと行っていくというような報告がございました。しかしながら、この国立音楽院の開校に向けて、地方創生関連の交付金とはいえ多額の宣伝費を費やしております。新聞でも大きく紙面をとって何度か宣伝に使っているわけでありますが、誘致企業に対する支援策としては破格の対応であると思います。そしてさらに、その報告の中では1企業の募集活動に町職員が同行するということでありますが、その人件費はやはり町の財源だと思えます。

町長の後援会の会報を見させていただきましたが、この中で町の財政負担はないと言っておりますが、この点はちょっと記述に矛盾があると思えますが、いかがですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず初年度の地方創生関連交付金ですね、これは加速化交付金ですかね、ちょっと名称があれですけども、これはその年度だけ国が10分の10、町の一般財源の持ち出しなく行える補助金の制度でございました。その制度を使いまして、国立音楽院が使用する音楽施設ですね、技能習得施設の整備を行ったわけでありまして。ピアノやら楽器などは、そういう国の10分の10の交付金を活用させていただきました。

どんな事業を行うに当たっても、できるだけ町の一般財源の持ち出しを少なくしていくということが、財政の健全化を図る上では大事なことでありますから、やはりそのチャンスを逃すべきではないと思って、それは活用させていただきました。新聞等の広告、これについてもソフト事業として、これも活用させていただきました。もともと加美町、特に中新田地区はバッハホールがあり音楽の町でありましたので、やはりこの加美町の資源である音楽というものを

前面に出して町のPRをするということが、大変これは私シティプロモーションという面からも大事なことだろうというふうに思っております。

そういった意味から、もちろん国立音楽院のPRでもありますし、加えてこれは町のPRでもございます。そして、国立音楽院の入学者がふえるということは、加美町に住む方もふえる。そのことによって消費が生まれ、そして地方交付税の算定にもつながり、さまざまなプラス効果があるということでもありますので、これはそういったPRをさせていただいたということでございます。

また、国立音楽院が高校等に伺う際に、町の職員が同行していつているということも事実でございます。きのう企画財政課長からお話があったように、そのことによってある学校のマーケティングハンドが来年度から加美町で事前の合宿を行うというふうなお話も頂戴しております。まさに、音楽というものをキーワードにして、いかに町に人を呼び込んでいくかということ、これが非常に大事だと思っておりますので、ある意味では町も国立音楽院を利用させていただいているという、これはウィンウィンの関係でお互い利用し合いながら多くの学生に来ていただく、町に住んでいただく、町を活性化していくと、そういったことが大事なんだというふうに思っております。

ですから、いろいろな企業さんとやはりウィンウィンの関係、どの企業ともそうです。やっぱりウィンウィン関係を築いていくということが、まちづくりにとって非常に重要なことであり、国も地方創生を進めるに当たって一般企業とのウィンウィン関係でぜひ進めてください。町だけではこれは限界ありますということ、我々何度か言われておりますけれども、やっぱりそういった関係が必要なんだろうというふうに思っているところでございます。

それから、決して破格のということではございません。ご承知のとおり、企業を誘致する際にはかなりの優遇措置というものを講じております。5年間の固定資産税の減免であったりとか、それからきのうもお話ししましたお一人新卒者を雇用すれば30万円を支給したりとか、それから取り付け道路も整備したり、結構これで何千万円とかかります。こういったこと、それから人の紹介、さまざまな実は優遇制度、それからマッチングというのがありますね。これも、別に企業さんから町は一切お金をもらっているわけじゃありませんけれども、加美町の中の企業同士のマッチング、あるいは例えばトヨタだったらトヨタ関係の仕事を加美町の企業が行えるようにマッチングすると、こういったことも町として行っております。このために、かなり職員も出張したりということも、当然これはしております。

しかしこれも、企業のためでもあり町のためでもありますので、ウィンウィン関係でこれ

も行っているところでありますので、その点をご理解いただければと思います。よろしくお願
いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） ちょっと私、今手元にありませんので、詳しくは申し上げられませんが、
基本的には町は使用・占用許可を出してございまして、そして今は年間約200万円の使用
料を頂戴しております。ですから、国立音楽院の運営に関して、町の財政負担はないというこ
とでございます。

それから、先ほどお話しがあった住宅支援費ですかね、あれは前の議会でも申し上げたよう
に、住民票を移していただかないと、これは地方交付税の算定にならないんですね、ただ住ん
でいただけるだけでは。じゃないと、なかなか学生さんは住民票を移さない方が多いんです。
ですから、ぜひ住民票を移していただくために、これは住宅奨励金というものを年間お一人6
万円出してあります。

なお、これは国立音楽院の学生さんだけが対象ではございません。例えば古川の例えば短大
で学ぶ学生さんが加美町に住んでいただければ、その方も対象になります。ですから、それぞ
れ目的があって予算を組んでいるものでありますので、国立音楽院に対する運営費の支援等、
そういったことには町としては支出をしていないということでございますので、ご理解いただ
きたいと思います。

○議長（早坂伊佐雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） どうも、ちょっと質問の仕方が悪いんでしょうかね。PR活動に同行
する職員の人件費はどこから出ていますか。企画財政課長、お願いします。

○議長（早坂伊佐雄君） 企画財政課長。

○企画財政課長（熊谷和寿君） 企画財政課長でございます。

ここ2年ほど、高校訪問には職員が同行しているわけでございますけれども、町の旅費とい
う形で1年当たり宿泊料が1万2,500円ですか、2日間の日当合わせまして1万6,500円を支出
してございます。

以上でございます。

○議長（早坂伊佐雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君）きのうも木村議員が質問しましたけれども、そのお金の額の多少では
なく、やはり正確な数字というのがきちっと町民にわかるようにしなければならないと思いま
すので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

決算不認定になった際、本会議の総括質疑では反省の言葉を町長も述べておりました。今、紹介しました後援会等でも、あるいは広報かみまちの町長日記でも、国立音楽院やアウトドアランドの形成事業の事業効果を訴えております。どうも議会向けの発言と町民向けの発言に、差があるように私は感じております。それが、きのう冒頭の質問でもありました小野田地区でのタウンミーティングでの発言、これは複数の方からも情報が寄せられております。予算を通したのは議会であり、それを適正に執行したのに不認定になったと。聞く側の受け取り方によって、誤解もあると思います。しかしながら、受け取った方がそのように感じるという町長の言い方、言い回しというのもあると思うんですけれども、もう一度伺います。その真意について、お願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 誤解されたとすれば、大変不本意であります。きのう申し上げたように、そういった意図は全くございません。きのう申し上げたように、一般的には不認定というのはこういうものでありますが、今回は3事業についてきちっとした当初の目的や成果を上げていないというふうなご指摘をいただきました。確かに国立音楽院についても、当初予定している人数は集まっていませんと。バイオマスについても、休止をいたしました。アウトドアについても、これは当初の貸し出し台数には至っておりませんと。ただ、町でも目標達成できるように頑張っておりますというお話しをさせていただきました。そして最後に、この不認定というものを我々も真摯に受けとめて、そしてきちっとした成果を上げられるように頑張りたいと思っておりますというふうな発言をさせていただきました。

ですから、決してこれは議会を批判したわけでも、何でもございません。そのように受け取られた方がいたとすれば、大変残念ではありますけれども、私どもとしましては職員一同やはりしっかりとつけていただいた予算を執行し、ただ適正に執行するだけではなく、適正といいますか執行するだけじゃなくて、やはりきちっとした成果を上げていかなきゃないと、そういった認識を持っているところでございますので、その場でもしっかりと我々一丸となって成果を上げていきたいということを申し上げさせていただいたところでございます。

ですから町長日記に関しましても、やはり今申し上げようように当初の目的はまだ目標には到達はしていないわけではありますけれども、ただ町も職員も一生懸命になってこういった取り組みをしていますよと、そういった成果は少しずつ出ておりますよという、そういった状況をお伝えさせていただいている。また今回、実は今月号に110人と私書いておりましたけれども、実は私自身も今回まとめていただいて、ここまで増えたんだなということの実は驚きがあった

んです。平成27年度から取り組んできたことが、やっぱりきちっと成果として出てきているなというふうな、これも本当に職員が非常に頑張っただけで事業を進めてきた成果でございます。もちろん、この予算をお認めいただいたのは、議員の皆様方でございます。ですから、こういったことはやはりしっかりと町民にも喜びを分かち合うといえますか、結果はお伝えしていく必要があるんだろうというふうな思いで、ちょっと予言の実行成就なんて小難しいタイトルをつけさせてもらったんですけども、ですからこういった前向きな気持ちでこれからは皆さん方のご期待に応えられるように、しっかりと働いてまいりたいというふうに思っている次第でございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（早坂伊佐雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 町長も私たちも、選挙で選ばれた代表であります。今のようなお気持ちでやっていただければ、まだまだ方向性としては違ってくるんだろうというふうに思います。

ただし2年連続不認定になった要因として、町長の手法にあるというふうに私は思っております。さかのぼりますと、本庁舎の耐震工事のときも直前の全員協議会を経て補正予算という手法ですね。どうも、そういう傾向がずっとここ任期中続いていたようにも感じております。議会に対する説明不足、あるいは事前の根回しというものが無い。このような蓄積が、今回の9月決算議会では不認定に起立した議員が増えたということではないかと私は思っています。このことについて、町長お願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 大分前の話ですので、私もいつ全員協議会を行ったかということは記憶しておりませんが、決して町として直前に全協を行うという意思はございません。全協を開くに当たっては、総務課と議会事務局とで調整をして開催いたします。我々としては、できるだけ早く全協で説明したいという思いがありますけれども、ときにはなかなか日程が調整つかずにぎりぎりになることもあるというふうにも私報告を受けております。

そういうことから今後、毎月全員協議会は向こう何か月間まで日程を決めておいて、そしてその日に説明をさせていきたいというふうに思っています。実は、各課長さん方もなかなか日程調整に苦慮しているんですね。ですから、その都度その都度の日程調整ですとぎりぎりになってしまうということもあり得ますので、前もって1年できるかどうかわかりませんが、半年とか日程を定めておいて、そこに向けて町としても内部できちんと検討し、庁議にも諮り、そして全員協議会で説明すると、そういったサイクルをつくっていければなというふうに思っております。

また、根回しがないということでもありますけれども、根回しというのがいいのかどうかわかりませんが、片山前総務大臣などが、根回ししない宣言というのを当時やったそうでございます。あくまでも議会の場で議論するということが基本であるということのようでございます。ただ、やはりコミュニケーションをとっていくということは、日ごろのコミュニケーションをとるということは非常に大事なことでございまして、その点については私も不足していたというふうな反省をしておりますので、ぜひコミュニケーションをとらせていただきながら、きちっと全協でも説明をし、そして議場でも議論を交わしながら、思うことは一緒だと思っています。議員の皆さん方も私どもも、町民の幸せ、町の発展のために願ってということでもありますので、そういった方向で議会と執行部両輪となって事業を進めていければと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 続いて、町政の課題・問題の1つの汚染牧草のことについて、ちょっとお伺いいたします。

大崎1市4町の中で、焼却施設を有しないのが加美町・色麻町・美里町であります。加美町・色麻町は焼却施設を有しないということで、焼却はしない、すき込み・堆肥化で対応するという方針ですが、美里町はどのような対応になるのか、もしご存じであればお願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

○農林課長（長沼 哲君） 農林課長でございます。

私のほうで聞いていますのは、美里町は焼却というふうな形で処分したいというふうな考えでございました。

○議長（早坂伊佐雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 組合の大崎広域の首長さんたちの会というのがあるというふうに伺っております。その中で、焼却には1市4町の首長、猪股町長も含めて試験焼却には賛成したとありますけれども、加美町も大崎広域の事務組合に応分の負担をしておりますので、これに参加はできないんでしょうかね。町長、どうですか。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） まず美里町でございますが、美里町に関しては何トンだったですかね、かなり少ない量でございます。それから、美里町はいわゆるすき込むような場所がないということなんです、というふうに聞いております。一方加美町は4,000トンという、8,000ベクレ

ル以下ですね。8,000ベクレル以上を加えると、多分大崎市のほうが多くなると思いますけれども、8,000ベクレル以下については加美町が一番多い量を保管しています。ですから、美里町とは全く状況が違うということなんですね。

広報紙にも書きましたように、今は大崎市のものを試験焼却している段階です。この結果、本焼却に移れるかどうかというのは、全くわかっておりません。とりあえず三本木の方々も、三本木にある農林系廃棄物の試験焼却ということで、一応歓待しないという状況でありますけれども、今度本焼却となればまず大崎全体のもの、あるいは美里町のもの、焼却施設は岩出山、それから涌谷にもありますけれども、最終処分場は三本木しかありませんから、全部そこに持っていくということになりますので、果たして本焼却に入れるかどうかというのは、見通しが立っていないということでございます。組合のほうでもですね、そういったふうに考えてございます。

仮に本焼却を行うとしても、この間言いましたように、10年以上はかかるんじゃないかというふうに言われているんですね。なぜかといいますと、一般家庭から出るごみに少しずつ加えてやるわけですから。仙台市のように一般家庭ごみが大量にあるところだと、もっと早く焼却できるんでしょうけれども、大崎の場合はそうはいきません。まして、今度加美町のものとなりますと、何十年かかるかわからないという状況ですね。

ですから、焼却というのは皆さん一番簡単な方法で、一番早くできるというふうにお思いかもしれませんが、実は一番ハードルが高い、一番困難な処理方法なんだろうというふうに思っております。ですから、そういったところを十分構成町でもそれぞれの首長がやっぱり考えながら、お互いに理解をし合いながらやっていくということが、私は大変重要なことなんだろうというふうに思っておるところでございます。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 汚染牧草については、あした猪股議員も質問いたしますので、ちょっと別角度で確認をさせていただきます。

田代町有地に置いております一時保管牧草ですね、平成26年の12月に制定しました加美町水資源条例、例規集をお持ちの方は1,748ページです。これの第5条に、町長は水源を保全するため、水資源保全地域を指定することができますとあります。この区域はもちろん指定していると思いますが、一時保管場所はこれに含まれますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 農林課長。

○農林課長（長沼 哲君） 農林課長でございます。

ちょっと私も勉強不足でございますが、水資源条例がある限り、その区域に含まれていれば候補地としなかったのではないのかなというふうな感じはしていますが、正確なところはすみませんが存じておりません。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 候補地というのは、それは最終処分場のことですね。そのためにこれが制定されたわけですから、それを阻止するために。当然、あの一時保管場所も私は含まれているというふうに思いますが、後で結構ですので確認をしていただきたいと思います。

それを受けて、第4条、事業者がという始まりで、事業者、これは国と地方公共団体とありますが、みずから制定した条例に抵触しているという思いが私の中から消えません。加美町自体は含まれないのかという認識でしょうか。

○議長（早坂伊佐雄君） 総務課長。

○総務課長・選挙管理委員会書記長（佐藤 敬君） 総務課長でございます。

第4条の事業者の中で、地方公共団体を含むという形になっているが、加美町は含まれないのかというご質問でございました。当然、町が条例を設定しているものでありますので、加美町も含まれると考えられると思います。ただ先ほど農林課長からありましたが、指定地域については後で確認をさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（早坂伊佐雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） わかりました。これについては、あとあしたの猪股議員に託したいと思います。

3点目の前吉田副町長のことについてなんです、不認定を受けて一定のけじめをつけたと、町長も非常につらいところだったと思いますけれども、責任をとるのが副町長でよかったのか。執行者たる町長には責任がないのかという町民の声が、私のところに寄せられました。このことについての見解と、この吉田前副町長の辞任については、議会に対しては説明が一切なかったと思います。このことについて、町長の見解をお願いいたします。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 副町長がお辞めになった副町長の思いというのは、いろいろあろうかと思えます。私が完全に理解しているわけでは、さまざまなことを聞いてはおりますけれども、さまざまな視点から退任することをお決めになったんだらうと思えます。

責任のとり方、これが2年連続不認定になったことの責任をとってということかどうかということも、私ははっきり申し上げられません。それは、あくまでも副町長のお気持ちの中のことでございますので。責任のとり方というのは、いろいろあると思います。私は、今回の不認定の理由、これがやはり当初の成果を上げていないということだったと思います。そして、議会に対する説明も不十分だったということだったろうと思います。

ですから、きのうも地方自治法が改正になりまして、それに基づいて報告させていただいたわけでありませけれども、やはり責任のとり方というのはしっかりと成果を上げていくと。議員の皆様方にも十分説明を尽くしながら成果を上げていくということが、私は責任のとり方であろうというふうに思っておりますので、先ほども貴景勝の例を出させてもらいましたけれども、やはり一つ一つの課題・事業に集中して成果・実績を上げていくということ、このことが最大の責任のとり方であろうというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（早坂伊佐雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 吉田前副町長は責任をとって辞任するという方法を選んで、町長はしっかり成果をこれから上げていくんだということで責任をとるということだと思っておりますが、それで町民が納得するかどうかというのはまた別な話だと思っております。

最後に、再び5番の質問をさせていただきます。

私は、町長と相撲をとる気も剣を交える気もありませんけれども、引き続き3期目も町政を担うということであれば、やはり先ほど申し上げた町民向け・議会向けの二面性ということではなく、しっかりと町民と議会にも歩み寄った丁寧な町政運営をしなければならないというふうに思います。このことを申し上げますが、最後にもう一度伺います。3期目、出馬されますか。

○議長（早坂伊佐雄君） 町長。

○町長（猪股洋文君） 議員おっしゃるとおり、出馬するかしないかということは別としまして、きちっと議員の皆様方とコミュニケーションを図りながら事業を推進していくということ、また町民に対してもきちっと説明責任を果たしていくということ、これは非常に大事なことだと思っておりますので、足りない部分は私も反省をしながら、しっかりと皆様方と一緒に頑張ってまことに両輪として、町のために町民の幸せのために進めてまいりたいと、努力をしてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（早坂伊佐雄君） 味上庄一郎君。

○1番（味上庄一郎君） 新年度予算も組むことでありますし、しっかり成果を出していきたい

ということでありますので、私は3期目も出馬するというふうを受けとめさせていただきました。

終わります。

○議長（早坂伊佐雄君） 以上をもちまして、1番味上庄一郎君の一般質問は終了いたしました。

お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早坂伊佐雄君） ご異議なしといたします。

よって、本日はこれにて延会とすることに決定いたしました。

本日はこれで延会といたします。

なお、あすは午後1時30分までに本議場へご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午後3時31分 延会

上記会議の経過は、事務局長武田守義が調製したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成30年12月6日

加美町議会議長 早坂伊佐雄

署名議員 木村哲夫

署名議員 三浦英典